



司法書士 かごしま

会報 No.109

のぞいてみて下さい

鹿児島県司法書士会のホームページです。
HPアドレス <https://www.shihou-kagoshima.or.jp/>



鹿児島県司法書士会

検索



KAGOSHIMA No. 109

祝 辞	鹿児島地方法務局長	馬 場 潤	1
会長就任にあたって	鹿児島県司法書士会 会長	日 高 千 博	3
平成31年度定時総会議事録			4
平成31年度事業計画			12
新役員就任のご挨拶			23

支部からの報告

鹿児島支部	32
南薩支部	36
川内支部	37
出水支部	40
霧島支部	41
大隅支部	44
鹿屋支部	47
熊毛支部	49
大島支部	51

関連団体からの報告

鹿児島県司法書士政治連盟 会長	喜 山 修 三	56
一般社団法人鹿児島県公共嘱託登記司法書士協会 理事長	安 田 雅 朗	58
公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート鹿児島支部 支部長	梅 垣 晃 一	60
鹿児島県青年司法書士会 会長	木 藤 貴 文	62

永年勤続受章者

永年勤続表彰を受章して	鹿児島支部	山 下 政 廣	64
永年勤続表彰を受章して	川内支部	平 地 一 郎	65
永年勤続表彰を受章して	鹿児島支部	永 山 哲 朗	66
永年勤続表彰を受章して	霧島支部	郡 山 政 弘	67

成年後見制度制定・リーガルサポート設立20周年記念シンポジウム 体験記	69
委員会だより ～消費者問題対策委員会～	71

新入会員紹介

増田翔馬	大島支部	72
堂込勇氣	鹿児島支部	73
丸目晃裕	鹿児島支部	74



祝 辞

鹿児島地方法務局長 馬 場 潤

本日ここに、鹿児島県司法書士会の令和元年度定時総会が盛大に開催されましたことを、心からお喜び申し上げます。

会員の皆様には、平素から、不動産登記、商業法人登記、供託手続等、法務行政の円滑な運営につきまして、格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

司法書士制度は、国民の権利擁護に対する皆様の崇高な理念とたゆまぬ御努力によって充実・発展を遂げられ、現在、国民からの高い評価と信頼を得ています。

貴会におかれましても、会長を始めとする役員の皆様の熱意と、会員全体が一丸となった献身的な御尽力により発展を遂げられており、深く敬意を表するものであります。

先ほど、多年にわたり司法書士業務に精励され、法務行政の円滑な推進に寄与された方々に対しまして、表彰させていただきました。

受賞されました方々のこれまでの御功績に対し、改めて敬意を表しますとともに、心からお祝いを申し上げます。今後とも健康に御留意され、ますます御活躍されますことを祈念いたします。

さて、本日は、せっかくの機会でありますので、法務局が直面する諸課題のうち、直接、皆様に関係のある事項につきまして、御紹介とお願いをさせていただきます。

第1は、所有者不明土地問題の解消に向けた取組についてです。

所有者不明土地問題の解消に向けた取組については、平成30年6月に開催された関係閣僚会議において、「所有者不明土地等対策の推進に関する基本方針」が示され、同様の方針は、いわゆる「骨太の方針」にも示されました。このような状況のなか、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法が同年11月15日に一部施行されました。

本年度は、特措法の施行により昨年度から実施されている長期相続登記等未了土地の解消作業を引き続き推進していくほか、5月17日、変則的な登記の解消を図るための「表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律」が国会において可決・成立したことから、土地の所有者情報の収集・整備・利活用にもむけた施策が更に加速することが予想されます。

当局においては、平成29年2月1日に、貴会及び鹿児島県土地家屋調査士会と連携して『「未来につなぐ相続登記」推進プロジェクト』を立ち上げ、各種の周知・広報活動を行い、相続登記未了の解消にもむけた取組を行っているところですが、本年度も、相続登記の更なる促進のため、令和2年2月頃、「九州一斉相続登記相談会」の開催をはじめとする各種施策の実施等、取組を強化したいと考えております。

また、平成29年5月29日に導入されました「法定相続情報証明制度」につきましても、皆様に積極的に利活用していただきますようお願いするとともに、相続登記の更なる促進を図っていた

できますようお願い申し上げます。

第2は、商業・法人登記の新たな動きについてです。

平成30年3月から、法務局においては、会社の設立登記につき原則として申請から3日以内に完了するファストトラック化の取組が開始されました。

さらに、同年6月に閣議決定された「未来投資戦略2018」においては、世界最高水準の起業環境を実現するために、法人設立手続のオンライン・ワンストップ化を行うこととし、1点目としてマイナポータルを活用した定款認証及び設立登記を含めた全手続のワンストップ化、2点目としてオンラインによる法人設立登記の24時間以内の処理、3点目として法人設立登記における印鑑届出の任意化に取り組むこととされました。

国民生活やビジネスを取り巻くデジタル環境が大幅に変化するなか、商業・法人登記の分野においても、今後、変革の時期を迎えることとなりますので、デジタル社会の基盤整備のための要請に応えるためにも、一層の御理解をいただきますようお願い申し上げます。

第3は、オンライン登記申請の利用促進についてです。

オンライン登記申請の利用促進は、適正かつ迅速な処理を実現するために必要不可欠な要件であり、現在、当局の最重要課題として鋭意取り組んでいるところです。当局管内のオンライン登記申請の利用率は、会員の皆様の御協力によって大幅に向上し、70パーセントを超える日も多くなり、常に全国平均を上回る状況となっています。これまでの御理解・御協力に対して改めて感謝申し上げます。

今後、利用者メリットの拡大や利便性の向上等に引き続き取り組んでまいりますので、会員の皆様におかれましても、オンライン登記申請の利用促進について、なお一層の御理解と御協力をいただきますようお願い申し上げます。

最後に、司法書士法の一部改正の動きについてです。

司法書士法については、簡易裁判所における訴訟代理や成年後見・財産管理業務への関与の増加など、近時の司法書士を取り巻く状況の変化を踏まえ、専門家としての使命を明らかにする規定を設けるほか、社員が一人の司法書士法人の設立を可能とするなどの措置を講ずることを目的に、今国会に司法書士法の一部改正案が提出されているところです。

これは、以前にも増して、法律事務の専門家としての社会における役割が期待されていることにほかなりません。

法務行政を取り巻く情勢は、時代の要請により多様化してきており、種々の課題が山積しております。

これら諸課題への取組及びその解消は、司法書士の皆様の御支援と御協力なくして達成できるものではありません。

皆様におかれましては、今後とも、その専門性を遺憾なく発揮されるとともに、適正な司法書士業務を遂行され、司法書士制度の更なる発展に努められますようお願いいたします。

結びに当たり、鹿児島県司法書士会の更なる御発展と会員の皆様の御隆盛と御健勝を祈念いたしまして、祝辞とさせていただきます。



会長就任にあたって

鹿児島県司法書士会会長 日高千博

元号が平成から令和に改まりました去る5月25日に開催された定時総会におきまして会長に就任しましたので、ご挨拶を申し上げます。

会長立候補時の略歴書にも記載いたしましたが、私は平成3年に司法書士試験に合格し、翌年3月に鹿児島県司法書士会に入会いたしました。これまでに、6年間鹿児島支部の理事・支部長として、また本会においては、理事4年・副会長6年にわたり会務に携わってまいりました。

平成27年から平成29年の間は、本会執行部を離れ、鹿児島県司法書士政治連盟の幹事長を経験させていただきました。

今回3期6年という長期間、会長を務められた上前田前会長から会務を引き継がせていただくにあたり、自分自身に会長職が果たして勤まるのか、非常に不安を抱えながらも、立候補したというのが本音であります。

平成31年度定時総会では、次の4項目を重点課題として掲げました。「研修単位取得義務化への対応と執務規範の確立」「改正民法及び司法書士業務の執務変遷への対応」「空き家・所有者不明土地問題、相続登記未了問題への対応」「成年後見制度利用促進法への対応と社会貢献活動」の4つを骨子とした事業計画が承認されたことを念頭に置きながら、執行部・事務局の協力のもとに事業を執行していきたいと思っております。

具体的な各事業部の本年度の事業計画等につきましては、紙面の関係上定時総会資料に掲載されておりますので、ここでは割愛させていただきます。

会長としての所信表明としては、はなはだ抽象的で物足りないことと思われませんが、まず本会との関連諸団体である、鹿児島県司法書士政治連盟・リーガルサポート鹿児島支部等との協調をはかり、お互いに連携を取りながら同じ方向に向かって進んで行き、また執行部・会員も含めて、情報の共有をはかり、司法書士制度発展のために、より良い方向に向かって行ける形を作りたいと考えております。

現在の司法書士業界は、債務整理事件等並びに不動産・商業法人登記事件等の全国的な減少傾向にあり、決して将来が明るいとは言えない非常に厳しい状況化に置かれている中で、鹿児島県司法書士会の会長としては、会員の皆様方に司法書士制度がこれから先も大丈夫だと少しでも思っただけの方向性を見出せるように、皆様方とともに努力して行きたいと思っております。

最後になりますが、会務執行するにあたっては、執行部をはじめとして、事務局の職員並びに個々の会員の協力が無い限り、出来ないことであり、鹿児島県司法書士会会員320名余りの会長として、少しでも司法書士制度が発展し、ひいては個々の会員皆様方が将来の不安を抱えずに業務が出来ることを念頭に置いて、さらには140年以上も続く司法書士制度への恩返しの気持ちを込めまして、この会長職を頑張りたいと思っております。

簡単ではありますが、会長就任の挨拶といたします。

鹿児島県司法書士会平成31年度定時総会議事録

日 時：令和元年5月25日(土) 午前10時から午後4時03分まで
場 所：ホテル パレスイン鹿児島（鹿児島市樋之口町8番2号）
会員総数：325名
出席会員数：301名（内、委任状出席192名）
欠席・未着：24名（欠席20名、未着4名）

日高千博副会長より開会宣言があり、物故者黙祷の後、上前田和英会長が開会の挨拶を行った。

議 事

上記のとおり出席があり、三角悦久理事が司会者となった。司会者は、鹿児島県司法書士会総会会議規約（以下、「総会会議規約」とする。）第8条による議長の選出に関する職務として、議長の指名を司会者に一任したい旨を述べ、議場はこれを承認した。司会者は川内支部上野牧門会員を議長に指名した。



議長は、挨拶の後、執行部に本日の出席状況を求め、上記のとおり出席を確認し、本総会は適法に成立している旨を宣言した。引き続き、議長は、受任者は委任された会員の議決権も併せて行使し、採決時には起立の上、挙手をする旨、議長の議決権については鹿児島県司法書士会会則（以下、「会則」とする。）第44条第1項但書により、可否同数の時のみ議長が決定する旨を説明した。

議長は、総会会議規約第10条第1項により、霧島支部野間修二会員を副議長に指名した。会則第48条及び総会会議規約第18条により、議長は、鹿児島支部喜山修三会員、鹿児島支部直井圭介会員を議事録署名人に指名した。

議長は、会期及び議事日程案を執行部に求め、加藤久佳総務部長理事は、会期については令和元年5月25日午前10時16分から午後4時までとし、議事日程は総会資料48頁のとおり、日程第4報告第1号から日程第14議案第10号までとし、報告第1号、議案第1号から議案第10号まで一括上程し、その後一括して質疑応答を行った後、討論があれば行い、その後、議案ごとに採決を行いたい旨を提案した。また、日程第15議案第11号は適宜上程する旨提案した。議場はこれを承認した。



議長は、質疑・討論については指定の通告書を使用し、議案ごとに質疑内容を記載し、受付箱に提出する旨、総会会議規約第43条における通告書提出の締め切

りは原則として午後1時30分までとする旨、それ以降の質疑も時間の許す限り受け付けるが、締め切り時間までに通告書を提出した方を優先する旨、質疑・討論等の時間は原則3分とする旨、議案ごとに質疑を優先し、討論は採決前に行う旨、通告書には質疑事項の要点を簡潔明瞭に記載する旨を説明した。

引き続き、議長は、議事運営委員長である鹿児島支部坂本秀一朗会員に通告書の記載について説明を求めた。

議事運営委員長は、総会会議規約第60条に基づき設置された議事運営委員会の委員として、鹿児島支部本健二会員及び鹿児島支部岩崎憲司会員を紹介し、通告書には質疑事項の要点を簡潔明瞭に記載する旨、総会会議規約第45条により、質疑の回数は原則1議題につき1人1回と規定されている旨、曖昧な記載の質疑や一問一答方式となる質疑は控える旨を説明した。



【議案提案】

日程第4 報告第1号 平成30年度事業報告

議長は、執行部に提案理由を求めた。

執行部から平成30年度会務執行について総括報告があり、その後、各部の事業報告が総会資料に基づき詳細になされた。

日程第5 議案第1号 平成30年度一般会計収入支出決算承認の件

日程第6 議案第2号 平成30年度調停センター特別会計収入支出決算承認の件

議長は、執行部に提案理由を求めた。

執行部から平成30年度一般会計収入支出決算報告及び平成30年度調停センター特別会計収入支出決算報告が総会資料に基づき詳細になされた。

その後、議長は、監事に監査報告を求めた。

宮脇伸舟監事は、監査の結果、計算書類は公正妥当



な会計処理がなされており、財務状況が適正に表示されていることを認める旨を報告し、監査報告書に基づき監査意見を述べた。

日程第7 議案第3号 役員等選任の件

議長は、執行部に提案理由を求めた。

執行部は、現在の鹿児島県司法書士会の役員、綱紀調査委員、日本司法書士会連合会代議員の全員は、会則第29条、同第53条第4項の規定により本總會終結と同時に任期満了退任するので、会則第28条、同第53条第6項、鹿児島県司法書士会役員等選任規約（以下「役員等選任規約」とする。）の各規定により、役員等選任規約第2条第1項の役員のうち同第5条に定める特例選考により選任する役員として副会長2名、理事11名、監事2名、同第2条第2項に定める選考により選任する役員等として予備監事2名、綱紀調査委員12名、日本司法書士会連合会代議員4名を選任する旨を提案した。

引き続き、議長は、山本豪太選挙管理委員長に選挙管理事務の報告を求めた。

選挙管理委員長は、会長について選挙告示に応じて立候補したのは鹿児島支部の日高千博会員のみで、役員等選任規約第25条により無投票当選した旨、副会長、理事、監事については立候補がなかったため、同第5条に定める特例選考により選任する旨を報告した。

議長は、役員等選任については選考委員会による選考を要し、役員等選任規約第29条により選考委員の選任が必要であるため、同第29条第2項により本總會の承認を得て議長が選考委員を指名する旨を説明し、選考委員11名を選任したい旨を延べ、議場はこれを承認した。議長は、選考委員に下記の者を指名し、總會の承認を求めたところ、満場一致をもって承認された。

鹿児島支部	藪田貴充	鹿児島支部	水俣修一	鹿児島支部	竹之下真哉
南薩支部	森迫直子	川内支部	市来洋一	出水支部	東郷英亮
霧島支部	西迫正裕	大隅支部	松元修二	鹿屋支部	杉木悠太
熊毛支部	松木建雄	大島支部	里村紀幸		



選挙管理委員長は、午前11時35分から別室にて選考委員会を開催する旨を宣言した。

(休会 午前11時50分から再開)

日程第8 議案第4号 鹿児島県司法書士会会則一部改正の件

議長は、執行部に提案理由を求めた。

執行部は、日本司法書士会連合会の司法書士会会則基準が改正され、会員の適正な職務の確保を目的として、会員から司法書士会に対し、犯罪による収益の移転防止に関する法律に定める特定業務における本人確認・記録保存の措置及び依頼を受けた事件への対応等について、業務報告書と同様、毎年1月末日までに前年における実施状況に関する報告書を提出することが義務付けられたため、本会においても会則を一部改正する旨を提案した。また、参考資料として第5号様式の書式を添付している旨説明した。



日程第9 議案第5号 鹿児島県司法書士会研修規約一部改正の件

議長は、執行部に提案理由を求めた。

執行部は、改正日司連会員研修規則（平成31年4月1日施行）における研修単位取得の義務化に伴い、当会においてもこれに対応するため研修規約全体の見直しを行い、会員研修及び新人研修の実施方法、単位付与の基準等を定め、かつ年次制研修の参加義務を明確化するため、本規約を一部改正する旨を提案した。

日程第10 議案第6号 鹿児島県司法書士会綱紀調査委員（会員でない委員）選任の件

日程第11 議案第7号 鹿児島県司法書士会綱紀調査委員の予備委員選任の件

議長は、執行部に提案理由を求めた。

執行部は、会則第53条第5項、同第7項により、綱紀調査委員に会員のほか学識経験者を選任する必要がある旨を説明し、次の委員の選任を求めた。

弁護士 新納幸辰

引き続き、執行部は、会則第53条の2第1項、同第3項により、学識経験者として次の予備委員の選任を求めた。

弁護士 上野英城

日程第12 議案第8号 平成31年度事業計画決定の件



議長は、執行部に提案理由を求めた。

執行部は、平成31年度事業計画について、総会資料に基づき総論の説明をした。

(休会 午後1時00分から再開)

引き続き、議長は、執行部に提案理由を求めた。

経理部は、総会資料に基づき旅費規則の改正について詳細に説明し、提案した。

日程第13 議案第9号 平成31年度一般会計収入支出予算決定の件

日程第14 議案第10号 平成31年度調停センター特別会計収入支出予算決定の件

議長は、執行部に提案理由を求めた。

執行部は、平成31年度一般会計収入支出予算及び平成31年度調停センター特別会計収入支出予算について、総会資料に基づき詳細に説明し、提案した。

議長は、執行部に、日程第15議案第11号を上程するかを確認した。

執行部は、日程第15議案第11号を上程した。

日程第15 議案第11号 名誉会長推戴承認の件

議長は、執行部に提案理由を求めた。

執行部は、次の者を本会名誉会長に推戴したい旨を説明し、会則第123条の規定に基づき総会の承認を求めた。



新山隆志 元会長

【質疑】

議長は、提出議案の質疑に入った。

※質疑の内容は省略

【討論】

議長は、討論通告があったことを報告し、日程第15議案第11号について、賛成者及び反対者に、それぞれ賛成及び反対理由について意見を述べさせた。総会規約第46条により反対者から発言した。

※討論の内容は省略

【採決】

議長は、全ての質疑が終了した旨を確認し、引き続き、議案ごとの採決に入る旨を宣言した。

議長は、執行部に対し、改めて出席状況の報告を求め、執行部より、司法書士会員325名中301名出席（内委任状出席192名）している旨の報告がなされた。

議長は、日程第8議案第4号は特別決議が必要な議案である為、会則第46条の定めにより出席司法書士会員議決権の3分の2以上の賛成、その他の決議については会則第44条第1項により出席司法書士会員議決権の過半数の賛成により議案は承認可決する旨を説明し、採決に入った。

日程第5 議案第1号 平成30年度一般会計収入支出決算承認の件

議長は、本議案について承認を求めたところ、全員異議なく賛成した。よって、本議案は原案通り可決承認された。

日程第6 議案第2号 平成30年度調停センター特別会計収入支出決算承認の件

議長は、本議案について承認を求めたところ、全員異議なく賛成した。よって、本議案は原案通り可決承認された。

日程第8 議案第4号 鹿児島県司法書士会会則一部改正の件

議長は、本議案について承認を求めたところ、起立採決により298名が賛成した。よって、本議案は原案通り可決承認された。

日程第9 議案第5号 鹿児島県司法書士会研修規約一部改正の件

議長は、本議案について承認を求めたところ、全員異議なく賛成した。よって、本議案は原案通り可決承認された。

日程第10 議案第6号 鹿児島県司法書士会綱紀調査委員（会員でない委員）選任の件

議長は、本議案について承認を求めたところ、全員異議なく賛成した。よって、本議案は原案通り可決承認された。



日程第11 議案第7号 鹿児島県司法書士会綱紀調査委員の予備委員選任の件

議長は、本議案について承認を求めたところ、全員異議なく賛成した。よって、本議案は原案通り可決承認された。



日程第12 議案第8号 平成31年度事業計画決定の件

議長は、本議案について承認を求めたところ、全員異議なく賛成した。よって、本議案は原案通り可決承認された。

日程第13 議案第9号 平成31年度一般会計収入支出予算決定の件

議長は、本議案について承認を求めたところ、全員異議なく賛成した。よって、本議案は原案通り可決承認された。

日程第14 議案第10号 平成31年度調停センター特別会計収入支出予算決定の件

議長は、本議案について承認を求めたところ、異議があった為起立採決により過半数が賛成した。よって、本議案は原案通り可決承認された。

日程第15 議案第11号 名誉会長推戴承認の件

議長は、本議案について承認を求めたところ、異議があった為起立採決により過半数が賛成した。よって、本議案は原案通り可決承認された。

日程第7 議案第3号 役員等選任の件

議長は、選挙管理委員長に選考委員会の選考結果の報告を求めた。

選挙管理委員長は、選考委員会の選考結果を次の通り議場に報告し、当選人挨拶の後、直ちに当選人に当選証書を交付した。

副会長：加藤久佳 松蘭圭

理事：池田浩明 内田大介 内田雅之 佐俣周平 田中喜久 三角悦久

宮内達郎 森邦也 福田英人 新丸和博 壺崎健一

監事：藏園真一 宮脇伸舟

予備監事：岩尾昌朗 梅垣晃一

綱紀調査委員：喜山修三 田畑正明 二階堂稔 鎌田哲也 内田幸作 藤田伸一

児島亮介 山田優作 益崎広樹 中屋久志 國師博文 村山誠志

日司連代議員：内田大介 宮内達郎 直井圭介 松蘭圭

以上を以て、本総会の議事日程は全て終了し、田畑正明副会長は閉会を宣言した。

上記決議を明確にするため、この議事録を作成する。

令和元年 5月25日

鹿児島県司法書士会定時総会

議長 上野 牧 門

議事録署名人 喜 山 修 三

議事録署名人 直 井 圭 介



平成31年度事業計画

第1 総論

第198回通常国会において「司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律案」が上程されている。主な改正点は、①使命規定の新設 ②一人法人の設立を可能とすること ③懲戒権者を法務大臣とすること ④すべての懲戒処分において聴聞の機会を設けること ⑤除斥期間を7年とすること ⑥懲戒手続中に清算が終了した法人への懲戒処分を可能とすることの6つである。とりわけ、司法書士法第1条が「目的」から「司法書士の使命」と変更されることは、司法書士がその職責を更に果たしていくことを国民から求められているといえる。

空き家・所有者不明土地問題、相続登記未了問題、超高齢化問題、貧困問題、消費者被害、自然災害からの復興と司法書士に対応を求められる社会問題は多岐にわたっている。司法書士一人ひとりが研鑽に努め、高度な専門的知見をもって積極的に応えていくことが必要である。

同国会には、いわゆるデジタルファースト法案も上程されており、同法の成立施行に伴い行政手続きのオンライン化がより加速されることになる。また、株式会社の本店移転に関する商業登記申請に必要な書類が生成できるWebサービスが、司法書士法第3条第2項第2号の業務に該当するかどうかについて、同サービスの運営者から産業競争力強化法第7条第3項（グレーゾーン解消制度）に基づいて当局に対し照会がなされた。今後も司法書士の業務に影響を及ぼすITサービスが増えてくるであろう。

劇的な社会構造の変化の中であって、司法書士はどのようにコミットし、国民の権利の擁護に努めていくのか、また環境の変化に適応していくのかが問われている。

このような状況において、不動産登記におけるオンライン申請資格者代理人方式が、導入方法を巡る一部司法書士からの異論の影響により、未だ実施がなされていないことは、危機意識の欠如と言わざるを得ない。

以下の重点課題に取り組むことで、期待されている役割を果たしていくこととする。

1. 研修単位取得義務化への対応と執務規範の確立

研修規約の改正を予定しており、一定の単位数取得（必要取得単位は日司連研修規則による）を義務付ける。同規約改正案が承認された場合は、次年度4月からの施行となるが、受講機会の拡充や研修内容の充実化等の履修向上のための方策を検討していく。また、単位不足者に対しては研修の受講を促すとともに、単位未取得者（0単位者）に対しては厳しく対応していく。

会員の依頼者への説明不足や報酬等に関する苦情が継続的に寄せられているので、執務規範の確立とその徹底のため、倫理研修や会務報告等を通じて繰り返し会員に周知を図っていく。

2. 改正民法及び司法書士業務の執務変遷への対応

121年ぶりに改正された民法が、次年度より順次施行が予定されていることから、執務に混乱

が生じないよう情報提供に努めるとともに必要に応じて研修会を開催する。

また、日々の執務における実務上の変更があった場合は、留意点等についてメール配信、当会ホームページの会員専用ページを活用し、タイムリーな情報提供を行うとともに、必要に応じて研修会を開催する。

3. 空き家・所有者不明土地問題、相続登記未了問題への対応

社会的関心が非常に高く、司法書士の積極的な関与が求められていることから、所管する鹿児島県や各市町村と連携し対応していく。また、昨年度に引き続き法務省の長期相続登記等未了土地に関する調査が実施される予定であり、増加が予想される相続に関する相談に対応するとともに、本会、法務局及び鹿児島県土地家屋調査士会を構成員とする「未来につなぐ相続登記推進プロジェクト」に参画していく。

4. 成年後見制度利用促進法への対応と社会貢献活動

平成28年に施行された成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づき、成年後見制度利用促進基本計画が策定された。同計画では、権利擁護支援のための地域連携ネットワークづくりに司法書士の積極的な関与が求められているところである。公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート鹿児島支部、家庭裁判所、専門職団体、自治体等と協力し成年後見制度がより利用される制度となるよう寄与していく。

社会貢献活動として、司法過疎への対応は、地域間におけるリーガルサービス提供の偏重を解消するため、司法書士総合相談センターや南大隅地区司法書士法律相談センターの運営、巡回相談会や甬島における定例相談会等を開催する。

また、消費者問題や経済的困窮者の法的支援等において、法テラスや関連団体、行政機関等と連携・協働し国民の権利擁護に努める。

その他の社会貢献活動として、各種相談会の開催及び協力、高校生のための消費者教育教室の開催、小学生のための法律教室の開催等を行っていく。

第2 経常事業

1. 総務部所管事業

会則第60条

- (1) 会員の品位の保持のための指導及び連絡に関する事項
- (2) 会員の執務の指導及び連絡に関する事項
- (3) 会長印その他の会印の管守に関する事項
- (4) 文書の接受，発送及び保守に関する事項
- (5) 会員の入会及び退会その他人事に関する事項
- (6) 福利厚生に関する事項
- (7) 公共嘱託登記の受託推進及び公共嘱託登記司法書士協会への助言に関する事項
- (8) 連合会の委託を受けて行う司法書士の登録等の事務に関する事項
- (9) 司法書士法人の届出の事務に関する事項
- (10) 会員の業務に関する紛議の調停に関する事項
- (11) 業務賠償責任保険及び会業務賠償責任保険に関する事項
- (12) その他他の部の所掌に属さない事項

【主な事業】

(1) 綱紀問題への対応

現状の綱紀調査委員数を維持する。

(2) 非司法書士問題への対応

非司行為に関しては、総務部及び非司排除委員会において対応していく。

(3) 紛議調停制度の活用

苦情・紛議の当事者に対し、苦情処理委員会をもって対応するとともに、紛議調停制度の利用を促し、その解決をめざす。

(4) 関係機関及び関連諸団体への対応

現状の各団体との協力体制を維持し、人員の派遣を継続する。

公共嘱託登記司法書士協会が受注する長期相続登記等未了土地解消作業に協力をする。

(5) 執務の I T 環境への対応とペーパーレス化の推進

現状を維持していく。

(6) 会則等改正の検討

会則等改正検討委員会の設置を継続する。

(7) その他

オンライン申請資格者代理人方式の導入に関しては、得られた情報を判断し、必要に応じて会員へ速やかに提供する。

不在者財産管理人・相続財産管理人候補者の推薦依頼に円滑に対応する。

業務賠償責任保険の任意部分の加入を推進する。

法務局移転に伴う諸問題を検討し、対応する。

2. 経理部所管事業

会則第61条

- (1) 入会金及び会費の徴収に関する事項
- (2) 予算及び決算に関する事項
- (3) 金銭及び物品の出納に関する事項
- (4) 資産の管理に関する事項
- (5) 業務関係図書及び物品の購入のあっせん及び頒布に関する事項

【主な事業】

(1) 予算及び決算に関する事項

- ① 各部より起案された個別の事業執行に関する回議書について、内容を確認し、支出額を検討・判断する。
- ② 公益法人会計基準に準拠した計算書類を毎月作成し、現況を把握する。また、理事会開催時に前月分決算書にて、予算の執行状況を報告する。
- ③ 各部の予算要求の内容及び金額について検討し、予算書を作成する。

(2) 資産の管理に関する事項

特定資産取扱規則及び平成30年度予算に基づき特定資産の積立を実施し、安定した財政・資産の維持に備える。

(3) 旅費規則の改正

会員の出張に対し、より実情にあった旅費日当額が支給できるよう、旅費規則を改正する。主に以下の改正を予定している。

① 県内出張の際の公共交通機関料金の支給

県外出張の際に適用される旅費規則第8条別表第1を県内出張においても適用する。ただし、航空機及び根占フェリーを除く船舶を対象とする。車を伴うフェリー利用の場合、車長が4m以上5m未満の料金を適用する。

② 別表第5の細分化及び県外出張への適用

旅費規則第9条別表第5の地区を現行の11地点から46地点に細分化する。最少の支給額は3,000円から2,500円に変更し、各地点間の距離が10km増える毎に500円を加算支給することとする（別表第5参照）。また、県外出張の場合においても、出発地から出発空港又は出発駅等までの県内移動分として別表第5を適用する。なお、三島村・十島村は、現在事務所を構える会員はなく、近年相談員派遣の実績もないことから、別表第5の地区には記載しないこととし、必要に応じて対応する。

③ 県内出張日当の支給基準の細分化

日当の支給基準となる時間区分を現行の2時間以上と2時間超の2区分から、2時間未満、2時間以上4時間未満及び4時間以上の3区分とする（別表第3参照）。

上記①から③の改正案を平成29年度中に支給した旅費日当に適用した場合、支給総額は以下のとおりとなる。

平成29年度旅費日当支給総額 : 9,690,800円

改正案適用後の旅費日当支給総額 : 9,601,560円

※別表3, 別表5 省略

3. 企画部所管事業

会則第62条

- (1) 業務の改善に関する企画及び立案に関する事項
- (2) 業務関係法規その他業務に関する調査統計及び研究に関する事項
- (3) 本会及び会員に関する情報の公開に関する事項

【主な事業】

(1) 総合研究委員会における事業

本会内のシンクタンクとして、本年度は次の分野に関する部会を設置して、法律制度・法律実務・司法書士執務等について総合的に研究を行い、研修会その他の機会において会員に対する情報提供等を行っていく。

- 第1部会 不動産登記研究部会
- 第2部会 商業法人登記研究部会
- 第3部会 家事事件研究部会
- 第4部会 民法改正研究部会
- 第5部会 相談技法研究部会

(2) 鹿児島県司法書士会調停センターの運営

会員、関係団体に対する本会ホームページなどを利用した広報を通じて、調停申し込み受託を目指す。なお、センター長、事務長の他、運営委員を若干名置く。

(3) 裁判業務受託推進

研修部と連携し、一般民事事件や家事事件を中心とした研修会を企画し、受託推進を図る。また、鹿児島簡易裁判所との意見交換会を通じ、会員の裁判業務に資するよう情報提供等を行っていく。

(4) 小学生のための法律教室の開催等

昨年度に引き続き、小学生のための法律教室を開催する。また、法教育推進委員会を中心として、成人年齢引き下げや昨今の消費者被害に対応した、高校生のための消費者教育教室の講師マニュアルの改訂を広報部と連携し行う。

(5) 空き家・所有者不明土地問題、相続登記未了問題への対応

自治体との連携や相続登記に関する相談会開催等について他の事業部と連携して対応していく。

(6) 成年後見制度対策室

成年後見制度利用促進基本計画において、権利擁護支援のための地域連携ネットワークづくりに司法書士の積極的な関与が求められているところである。公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート鹿児島支部、家庭裁判所、専門職団体、自治体等と協力し成年後見制度がより利用される制度となるよう寄与していく。

4. 相談事業部所管事業

会則第64条の2

- (1) 相談事業に関する事項
- (2) 裁判外紛争解決手続の実施に関する事項
- (3) その他司法書士が提供する法的サービスの拡充に関する事項
- (4) 前3号に関する情報の管理等に関する事項

【主な事業】

(1) 司法書士総合相談センターの運営

- ① 鹿児島市（司調センター）における固定相談会
毎月第3土曜日 午後1時～午後4時（面談）
毎週月・水曜日 午後1時～午後4時（電話）

- ② 大隅地区司法書士法律相談センターの運営

志布志市役所との共催事業であり、受付・広報・場所は市役所側で対応。

イ) 志布志市役所 本所本館

毎月第1火曜日 午後1時～午後3時

ロ) 志布志市役所 志布志支所

毎月第3火曜日 午後1時～午後3時

- ③ 巡回相談会

司法過疎地域での司法アクセス確保のために実施する。

- ④ 長期相続登記等未了土地調査に基づく相談会

- ⑤ 各種団体等への相談員や人員の派遣又は推薦

鹿児島専門士業団体協議会の相談会

多重債務・自死対策・生活困窮者支援等の相談会

法務局・鹿児島県・各市町村・行政評価事務所・社会福祉協議会・宅地建物取引業協会

等が実施する相談会

(2) 日司連事業・九州ブロック事業への参画

- ① 南大隅地区司法書士法律相談センターの運営
毎週月曜日 午後1時～午後4時（面談）

- ② 定例相談会（日司連における簡裁管轄司法書士ゼロ地域巡回相談会）

甕島において毎月1回定期的に行う。

第4土曜日 午前11時～午後3時

偶数月 薩摩川内市役所里支所

奇数月 長浜地区コミュニティセンター

- ③ 九州地区開業支援フォーラムへの参加

(3) 消費生活センターとの情報交換

消費者保護のために鹿児島県消費生活センター、鹿児島市消費生活センターと情報交換を行い、相互に連携し悪質商法等の被害対応に努める。

5. 広報部所管事業

会則第63条

- (1) 会報の編集及び発行に関する事項
- (2) 広報活動に関する事項

【主な事業】

(1) 司法書士制度の広報

① 会報の発行

司法書士制度、司法書士の業務及び本会その他関連団体の事業を広報することを目的として、企画・情報収集に努め、充実した会報を年2回発行する。

② ホームページの管理及び充実

ホームページを利用して、市民が司法書士にアクセスしやすくなるよう、各種相談会・法律教室等のイベントに関する情報等をタイムリーに提供する。また、会員専用ページにおいては、通達等のデータベース及びソフト・書式、研修会資料等コンテンツの充実に努め、業務相談室の活用を図る。

③ 制度広報の充実

「法の日」無料法律・登記・税務相談については、従来どおり鹿児島県土地家屋調査士会及び南九州税理士会鹿児島県連合会との共催により、各支部の協力を得て実施する。

無料成年後見相談会を公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート鹿児島支部との共催により実施する。

また、司法書士制度への理解をより深めてもらうため、報道機関向けに司法書士の執務内容や公益的活動をテーマにしたニュースリリースや本会事業の告知・取材依頼を行うなど、パブリシティ広報にも取り組む。

空き家・所有者不明土地問題、相続登記未了問題等において、司法書士が担う業務についての情報提供を行う。

その他、各種団体からの講師派遣依頼にも積極的に対応し、司法書士制度の広報につなげる。

(2) 法教育活動の実施

① 高校生のための消費者教育教室

成人年齢引き下げを視野に入れ、鹿児島県高校教育課及び学事法制課の協力を得て、若年層への正しい法律知識の普及及び司法書士の存在と役割の広報を目的として「高校生のための消費者教育教室」を開催する。

② 市民のための法律教室

公民館や社会福祉協議会等で実施される各種講座へ講師派遣をして、法教育活動を行う。

6. 研修部所管事業

会則第64条

- (1) 講演会及び講習会等の開催に関する事項
- (2) 研修に関する事項

【主な事業】

(1) 研修会の企画・運営

① 集合研修会

司法書士制度、司法書士の職責、倫理及び社会貢献に関する研修会
業務上・実務上の知識・技術の習得を主たる目的とする研修会

② 年次制研修会

司法書士倫理の保持を目的として、「日司連会員研修実施要領」に基づき単位会で実施する特定の会員向け研修会

③ ブロック別研修会

企画部総合研究委員会と連携し実施する研修会
委員会内の各部会が研究したテーマを題材とし、委員・参与等が各ブロックに出向き講師を務める。

④ 入会5年以内会員向け研修会

入会5年以内の会員を対象に、司法書士実務に必要な具体的知識及び実務的な倫理の習得を促し、さらに指導員司法書士（チューター）による継続的な実務的・精神的なサポートによって孤立化を防ぐことを目的とする研修会
なお、日司連による新入会員研修プログラムに基づいて本研修を実施する。

⑤ 新人研修会

新規登録（予定）者を対象に、司法書士会の制度や司法書士制度への理解を深めることを目的とする研修会

⑥ 配属研修

日司連等が主催する新人研修会終了後に、新規登録（予定）者を対象に実務や司法書士の執務姿勢等を習得させることを目的とする研修（受講者は新規登録（予定）者の内、希望者のみ）

(2) 研修事業に関する企画・運営

① 充実した研修会の企画

会員の研修ニーズに応えられるよう、幅広く、時宜に適ったテーマや講師による研修会を企画する。会場情報を集約し、より良い研修会会場の確保に努める。

② 研修参加の促進

「執行部だより」やホームページを利用し、開催される研修会の案内を行う。

日司連、九州ブロック協議会及び他の単位会等が主催する研修会の情報を提供することで会員の研修会参加の機会を拡充する。

「日司連 e ラーニングシステム」及び研修用DVDに関する情報の提供を行う。

③ 研修義務化への対応

日司連における研修の一定単位数以上の取得義務化に対応するため、受講機会の拡充や研修内容の充実等の履修向上のための方策を検討する。

④ 単位管理

研修委員会において、会員の取得単位の管理を行い、単位不足会員に対する通知等で研修の受講及び単位の取得を促進する。

研 修 会 名	平成31年度予定	平成30年度実績
集合研修会	5回	5回
年次制研修会	2回（大島支部開催なし）	3回（大島支部開催あり）
ブロック別研修会	6ブロック	6ブロック
入会5年以内会員向け研修会	1回	1回
補助者研修会（※）	0回	1回
新人研修会	1回	1回
配属研修	未定	9名

※補助者研修会は、平成27年度より隔年で実施している。

研 修 会 名	開 催 予 定 日
第1回集合研修会	令和元年 7月13日（土）
第2回集合研修会	令和元年 9月14日（土）
第3回集合研修会	令和元年10月19日（土）
ブロック別研修会	令和元年11月 予定
第4回集合研修会	令和2年 1月18日（土）
第5回集合研修会	令和2年 2月22日（土）
入会5年以内会員向け研修会	令和2年 3月 予定
新人研修会	令和2年 3月 予定
年次制研修会（年2回）	日程未定

※具体的なテーマ、講師については未定である。なお、各研修会の開催予定月日は、変更の可能性がある。

※上記以外にも、必要に応じ、集合研修会を実施する場合もある。



副会長就任にあたって

事業担当副会長 松 園 圭

本年度定時総会において、副会長を拝命いたしました霧島支部の松園です。

6年前まで事業担当副会長を務めさせていただいておりましたが、今回も再び事業担当ということで、司法書士を取り巻く環境が激変する中、身の引き締まる思いです。

幸い、有能な若手理事各位に恵まれ、安心して職務を遂行できるのではないかと考えておりますが、理事者各位には、「常に自分で考え、素朴な疑問を大切にすること」を理解いただき、事業が円滑に進められるよう、連絡調整に務めたいと考えております。

司法書士制度の発展には、我々司法書士自身の日常業務における研鑽及び努力が不可欠だと考えます。市民にとって、司法書士が無くてはならない身近な法律家となるためには、そのための努力が必要なのです。

そのため、司法書士会としても、各事業部（企画・相談・研修・広報）が一丸となって事業計画の遂行に努力して参りますので、会員各位及び関係機関のご協力ご支援を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

当職から、様々なお願いのご連絡を差し上げることがあるかもしれませんが、その際は、「よし、分かった！」の一言を頂戴できれば幸いです。



役員就任のご挨拶

総務担当副会長 加 藤 久 佳

この度、副会長を拝命し、就任いたしました。

今まで、総務担当の理事でしたが、続いて総務担当の副会長となります。

自分には、荷が勝つ重責ですが、負けぬよう努力し務めたいと存じます。

共同担保目録を印刷して提出していた自分の開業時から考え、登記申請事務は、予想もつかない様な変貌ぶりですが、これからの数年にかけて更なる変化がおこるものと考えております。その変化を見守りつつ、司法書士にとって良き進化となるよう期待し、また、そのために出来るだけ寄与していきたいと思っております。

会員の皆様、不肖の身ながら、何卒お力添えいただきますようお願いいたします。



役員就任のご挨拶

経理部長理事 宮内 達郎

経理担当理事として、4期目となります鹿児島支部の宮内です。

本会では、同じ時に役員に就任した者がいなくなり、九州ブロックにおいても、他の単位会にあと二人3期目の経理部長がいましたが、二人とも昨年度が最後である旨話していただきましたので、私一人だけが残っていると思われまます。

事務局においては昨年一人、そして今年6月末に13年間勤務していた県会担当の職員も退職いたします。

前の期には、今回退職する職員と共に経理部に関係する規程のうち会計事務取扱要領を大幅に改正し、旅費規則及び旅費規則委任細則についてもすぐに施行できるぐらいまで時間をかけて検討をしました。旅費規則については、新しい職員が対応できるかどうか不明だった為、来年度の施行を予定していましたが、その職員に確認したところ、今年度からでも大丈夫ということだったので、6月22日開催の理事会で、今年度から施行することを決議致しました。そもそも現在の規則では、不公平であったり、現状に合っていないことから、改正することとしたことを考え、早期に施行した方がいいと理事会で判断いたしました。

いくら処理しても課題は出てきますが、目の前の課題をひとつひとつ地道に処理していきたいと思ひます。

最後の2年間になると思ひますが宜しくお願ひ致します。



役員就任のご挨拶

総務部長理事 内田 大介

令和元年度定時総会において理事に選任され、総務担当理事を拝命いたしました内田大介です。

私はこれまで12年にわたりリーガルサポート鹿児島支部の役員を務めてまいりまして、その間支部長や本部委員などの貴重な経験をさせていただきました。

この度初めての県会理事選任にもかかわらず、総務部長の役職を拝命することとなり大変恐縮しております。“荷が重い”のは自他ともに重々承知しておりますが、前総務部長の加藤副会長

や佐俣総務担当理事との協力連携を築き、チーム体制で会務にあたってまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

司法書士法改正に伴う会則改正，法務局移転に伴う事務局移転の問題等，総務が担当すべき重要課題が多々ございますので，会員の皆様からのご協力ご意見を賜りながら，良き方向へ進められるよう尽力したいと思います。



役員就任のご挨拶

総務部担当理事 佐俣 周平

平成31年度の定時総会において理事に選任され，総務担当理事を拝命いたしました鹿児島支部の佐俣周平と申します。平成21年登録の司法書士10年目，年齢は44歳です。これから2年間，内田大介部長のもと，冷静沈着をモットーに会務に臨む決意ですので，どうぞ宜しくお願い致します。

平成21年に入会して以降10年あまり，自分が何とかやってくることができたのは，諸先輩の皆様が築いてこられた司法書士制度と執行部の皆様方のご尽力によるものと，心から，感謝と敬意の念を感じているところです。

まだまだ，若輩で，自分ができることはそう多くはないと思いますが，チャンスを頂戴しましたので，これまでの恩返しと，司法書士制度の維持発展，ひいては，会員の皆様が誇りと安心をもって業務に注力できることに，少しでもお役に立てるように，誠心誠意，会務に臨みたいと考えておりますので，ご指導ご鞭撻，ご協力のほど，どうぞよろしくお願いいたします。



役員就任のご挨拶

相談事業部長理事 三角 悦久

先の定時総会にて理事に選任され，相談事業部理事として3期目を担当させていただくこととなりました。過去2期の経験を生かし，これまで以上に精一杯会務に携わって参る所存です。

さて、相談事業部では、総合相談センターの運営や各種相談会への相談員派遣、巡回相談会などの相談会の企画運営をしております。市民の皆様が司法サービスを十分に受けられるよう事業を行っておりますが、人口減少に伴い、総合相談センターの相談件数も徐々に減少傾向にあります。しかし、一方で、空き家・所有者不明土地問題への対応など、新たな市民の法的需要は多く存在していると考えます。

司法書士法が改正され、いわゆる使命規定が設けられました。相談事業部として、相談会などを通じて国民の権利を擁護し、もって自由かつ公正な社会の形成に寄与出来るよう事業を行って参る所存です。会員の皆様方におかれましては、今後とも、ご協力の程を賜りますようお願い申し上げます。



役員就任のご挨拶

相談事業部担当理事 壺崎 健一

平成31年度定時総会において理事に選任され、相談事業部担当理事を拝命いたしました鹿屋支部の壺崎健一と申します。

私は、消費者問題対策委員会に8年間委員として関わってまいりましたが、相談事業部の担当理事として立場も変わり身の引き締まる思いです。

さて、相談事業部では総合相談センター、大隅地区相談センター、南大隅地区相談センター、司法過疎地域での巡回相談会、甌島での定例相談会等の各種相談会の企画・運営を行っております。各相談センター及び会場での主な相談内容としては、各種登記、相続手続き、借金問題、夫婦関係、相隣関係などに関する相談など多岐にわたります。また、最近ではクレサラ問題についてあまり聞かれなくなる一方、労働問題、成年後見制度、空き家・所有者不明土地問題など相談内容も変化してきました。

また、相談事業部の事業に関係する自治体主催の協議会等についても参画し、情報の共有及び協力、要請があれば相談員等の派遣も行っております。

以上事業執行につき、相談事業部の担当理事として、至らぬ点多いかと思っておりますが、精一杯務めてまいりますので、会員皆様方のご協力のほど賜りますようお願い申し上げます。



役員就任のご挨拶

広報部長理事 福田 英人

平成31年度の定時総会において理事に選任され、今期は広報部長を拝命致しました霧島支部の福田英人でございます。これから2年間、当会の広報部門の責任者として会務に臨みますのでよろしく願いいたします。

司法書士法の改正、相続法の改正、成年後見利用促進及び所有者不明土地等の問題に関し、かつてないほどに司法書士への期待が集まる数年間になるものと考えますが、その期待に応えるべく、我々はその職能を社会に向けて知らしめることが必要です。

ホームページや各種パンフレット、新聞・自治体広報誌への露出など、既存の媒体のより一層の活用を図る一方、当会の広報に対する姿勢を今一步進める取り組みを行っていきたいと思っています。また、「法の日」無料法律・登記・税務相談や高校生のための消費者教育教室については、諸先輩方が連綿と続けてこられた事業ですので、対外広報につなげるべくより良い事業にしてまいります。

広報担当として、会の事業に精通し、それを対外・対内に発信するため精進致します。会員の皆様におかれましても、なにとぞご協力ご指導のほどよろしくお願い申し上げます。



役員就任のご挨拶

広報部担当理事 池田 浩明

本年度定時総会において理事に選任され、昨年度に引き続き広報部を担当させていただくことになりました、鹿児島支部の池田です。

これまで4年間広報担当として理事を務めてまいりましたが、これまでの反省を踏まえて、より有益な情報発信を心がけて事業に取り組む所存です。

さて、司法書士法の一部改正により、司法書士が法律事務の専門家であり、国民の権利擁護の担い手として明記されました。司法書士は、これまでも身近な街の法律家として登記、裁判関係、成年後見等の業務に取り組み、社会貢献事業として各種の相談事業、小学生・高校生のための法律教室をはじめとした講師派遣等の対外事業を実施しています。これらの活動をより多くの市民

の方に知っていただくために、各事業部と協力し広報手段を工夫するなど、より多くの司法書士へのアクセス機会の提供に努めます。

また、これらの事業遂行に際しては、会員各位及び関係機関のご協力が欠かせないものでありますので、今後とも宜しく願いいたします。



役員就任のご挨拶

研修部長理事 内田 雅之

平成31年度定時総会において理事に選任され、昨年度に引き続き研修部を担当させていただくことになりました。

本年度の定時総会では、平成31年4月1日施行の改正日司連会員研修規則における研修単位(年間12単位)取得の義務化に対応するため、当会研修規約の改正議案を上程し、承認いただきました。改正研修規約は令和2年4月1日から施行されます。

また、平成31年度事業計画においても、重点項目として、「研修単位取得義務化への対応と執務規範の確立」、「改正民法及び司法書士業務の執務変遷への対応」、「空き家・所有者不明土地問題、相続登記未了問題への対応」、「成年後見制度利用促進法への対応と社会貢献活動」の4つが掲げられており、研修部において取り組まなければならない課題が山積しているものと認識しています。

まずは、研修委員会の委員の皆様とともに、会員の皆様に興味をもっていただけるような研修テーマや講師の選定を行い、また、法改正等に対応するために時宜に適った研修会を開催できるよう努めていきたいと考えています。

加えて、昨年度に引き続きeラーニングシステムの活用の推進、研修体制の見直しを行うとともに、支部やリーガルサポート鹿児島支部等他団体とも連携しながら、会員の皆様が研修を受講しやすい環境の整備に取り組んでまいりたいと考えています。

微力ではありますが、会員の皆様のお役にたてるよう全力で事業執行に務めて参りますので、研修部事業へのご理解とご協力を賜りますよう何卒宜しくお願い申し上げます。



役員就任のご挨拶

研修部担当理事 森 邦也

平成31年度の定時総会において理事に選任されました鹿児島支部の森邦也です。今期から研修部担当理事を拝命致しました。内田雅之研修部長のもと全力で会務に臨みますのでよろしく願いいたします。

さて、研修部はその言葉のとおり、研修会及び研修事業の企画・運営を所管するものですが、いま研修事業は大きな変革の時期にあります。改正日司連会員研修規則、および先の定時総会で可決された研修規約の改正により、来年度から研修単位取得義務化がスタートします。これまで研修部は、会員の皆様のニーズに応えられるよう、時宜に合ったテーマ、講師選定をおこない、また会員の皆様の積極的な受講のおかげもあり、昨年度は年間12単位以上取得約90パーセントの成果をあげることができました。

今年度も引き続き、会員の皆様の興味を引く魅力ある研修を開催できるよう、研修部、研修委員会ともども頑張っまいますので、ご指導ご鞭撻の程、よろしくお願い申し上げます。



役員就任のご挨拶

企画部長理事 新丸和博

平成31年度（令和元年度）の定時総会において理事に再任いただきました、大隅支部の新丸和博と申します。前期は相談事業部担当理事でしたが、今期は企画部長理事を拝命いたしました。

初めての企画部を、初めての部長理事という立場で担当させていただくこととなり、たいへん身の引き締まる思いであります。幸い、執行部には企画部やその所管する委員会の委員・参与を経験された方々が多く、また担当理事や委員・参与にも引き続き優秀な方々に恵まれました。こうした方々のお力添えをいただきながら、精一杯務めてまいる所存です。

さて、企画部の担当事業には、①「総合研究委員会における事業」、②「鹿児島県司法書士会調停センターの運営」、③「裁判業務受託推進」、④「小学生のための法律教室の開催等」、⑤「空き家・所有者不明土地問題、相続登記未了問題への対応」、⑥「成年後見制度対策室」があります。

総合研究委員会では、今年度から民法改正研究部会が復会となりました。施行が目前に迫った債権法改正について研究し、会員の皆様の適正な執務に資するよう情報提供を行ってまいります。

鹿児島県司法書士会調停センターにつきましては、今年度からADR委員会を廃止し、調停センター内に運営委員会を設置することとなりました。調停受任件数の増加を図るとともに、より効率的な運営に努めてまいります。

空き家・所有者不明土地問題や成年後見制度利用促進につきましては、関係機関と連携しながら、引き続き積極的に対応してまいります。

以上、企画部の事業を簡単に紹介させていただきましたが、いずれも司法書士制度の充実・発展のための重要な事業であると認識しております。

企画部の事業に関しまして、皆様のより一層のご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。



役員就任のご挨拶

企画部担当理事 田中喜久

平成31年度定時総会において理事に選任いただき企画部理事を拝命いたしました、鹿児島支部の田中喜久と申します。今回、初めて本会の理事を務めさせていただきます。

司法書士登録が平成22年でまだまだ経験の浅い未熟者ではございますが、新丸企画部長のもと精一杯会務に臨んでまいりますので、よろしくお願いいたします。

企画部の所管をみると、「総合研究委員会における事業」「鹿児島県司法書士会調停センターの運営」「小学生のための法律教室」「空き家・所有者不明土地問題等への対応」などその所管の幅広さに驚くとともに、どの事業も司法書士制度発展につながる重要な事業であり、役割の大切さに見の引き締まる思いです。

昨今、司法書士に対する社会のニーズは多様化しており、司法書士に求められる執務姿勢への期待も大きくなってきています。それに伴い私たちが行う業務は日々変化していくことが予想されます。

今後の執務の変化に対応できるようみなさまへの情報提供に努め、事業執行に邁進してまいりますので、至らぬ点が多々あるかと存じますが、ご指導ご鞭撻のほどよろしくお願いいたします。



役員就任のご挨拶

監事 藏園 真一

令和元年度に監事に就任いたしました藏園と申します。日高新会長とは合格同期ということもあります。そして、この合格の年に日高会長のご自宅の部屋をお借りして4名で受験勉強をしました。この勉強仲間の同期合格者のもう1人は、大口の大塚先生です。監事の職務につきましては、既に2年間勤めてまいりましたが、宮脇先生と協力して心新たに監事の職責を全うできるように努力していきたいと思っています。皆様のご理解とご協力も引き続き賜りたいと願っています。これからもよろしくお願ひ申し上げます。



役員就任のご挨拶

監事 宮脇 伸舟

監事に就任致しました宮脇です。監事として3期目を迎えることになりました。理事を務めさせていただいてから永く役員をしているような気もしますが、この度会長の交代又事務局の経理担当の職員の方の退職等もございましたので、あらためて、藏園監事と共に監事としての役目を更に精進して務めさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願ひいたします。

～支部からの報告～

－鹿児島支部総会報告－

鹿児島支部長 直井圭介

令和元年度の支部総会で、新支部長に選任されました直井圭介です。これまで鹿児島支部の役員として10年間勉強させていただいたことを活かし、現在の支部事業をさらに発展させるとともに、現在の司法書士を取り巻く状況に応じた、新しい事業も考えていきたいと思っています。

今回の役員改選で、3名の新理事に就任していただきました。この新執行部7名でまずは1年間頑張っていきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

定時総会での議事内容は下記のとおりです。



令和元年度鹿児島支部定時総会議事録

日 時 令和元年5月11日（土）14時00分から16時30分

場 所 ホテルパレスイン鹿児島（鹿児島市樋之口町8番2号）

総会構成員総数 148名

出席構成員数 145名（ただし、委任状出席89名を含む。）

直井圭介副支部長より開会宣言があり、田中和俊支部長が開会の挨拶を行った。

1 議長選出

司会者一任により、森邦也会員に指名があった。

2 議事

出席状況の確認

支部会員148名中出席者142名、うち委任状出席者89名であり、本会が有効に成立しているとの宣言があった。

議事録署名人の選任

議事録署名人の選任は議長に一任され、議事録署名人として宮内達郎会員、内田雅之会員が指名された。議事録作成者は駒走夏子会員、坂東島梨香会員である旨報告があった。

会期及び議事日程が次のとおり決定された。

- 日程第1 報告第1号 平成30年度事業報告の件
日程第2 議案第1号 平成30年度一般会計収支決算承認の件
議案第2号 平成30年度役員顕彰積立特別会計収支決算承認の件
日程第3 議案第3号 令和元年度事業計画決定の件
議案第4号 令和元年度一般会計収支予算決定の件
議案第5号 令和元年度役員顕彰積立特別会計収支予算決定の件
日程第4 議案第6号 鹿児島県司法書士会鹿児島支部役員顕彰規程一部改正の件
日程第5 議案第7号 鹿児島県司法書士会鹿児島支部役員等選任の件

会 期 14時10分から16時30分まで

(日程第1)

- 1 報告第1号 平成30年度事業報告の件
執行部より、別紙資料に基づき平成30年度事業報告がなされた。

議長は、報告第1号につき質疑を諮った。(詳細は省略)

(日程第2)

- 1 議案第1号 平成30年度一般会計収支決算承認の件
執行部より、別紙資料に基づき平成30年度一般会計収支決算報告がなされた。
2 議案第2号 平成30年度役員顕彰積立特別会計収支決算承認の件
執行部より、別紙資料に基づき平成30年度役員顕彰積立特別会計収支決算報告がなされた。
3 監査報告
監事より、監査の結果、上記決算書の通り相違ないことを確認した旨の報告がなされた。

議長は、議案第1号、議案第2号及び監査報告につき一括して質疑を諮った。(詳細は省略)

議長は、以上で質疑を打ち切り、議案第1号及び議案第2号につき採択を諮ったところ、賛成多数をもって承認可決された。

(日程第3)

- 1 議案第3号 令和元年度事業計画決定の件
執行部より、別紙資料に基づき令和元年度事業計画につき説明がなされた。
2 議案第4号 令和元年度一般会計収支予算決定の件
執行部より、別紙資料に基づき令和元年度一般会計収支予算につき説明がなされた。

3 議案第5号 令和元年度役員顕彰積立特別会計収支予算決定の件

執行部より、別紙資料に基づき令和元年度役員顕彰積立特別会計収支予算につき説明がなされた。

議長は、議案第3号、議案第4号及び議案第5号につき一括して質疑を諮った。(詳細は省略)

議長は、以上で質疑を打ち切り、議案第3号、議案第4号及び議案第5号につき採択を諮ったところ、賛成多数をもって承認可決された。

(日程第4)

1 議案第6号 鹿児島県司法書士会鹿児島支部役員顕彰規程一部改正の件

執行部より、別紙資料に基づき鹿児島県司法書士会鹿児島支部役員顕彰規程を一部改正することについての説明がなされた。

議長は、議案第6号につき、質疑を諮った。(詳細は省略)

議長は、以上で質疑を打ち切り、議案第6号について、採択を諮ったところ、賛成多数で承認可決された。

(日程第5)

1 議案第7号 鹿児島県司法書士会鹿児島支部役員等選任の件

執行部より議案提案があった。

宮脇伸舟選挙管理委員長から、鹿児島支部規則第9条第1項及び第2項に定める鹿児島県司法書士会鹿児島支部役員選任につき、選挙候補者届出期間内の立候補者届出人数は、各役職の定数を超えず、かつ、定数を満たしているため鹿児島支部役員選任細則第19条第2項によりこれらの立候補者を当選人と定める旨の報告がなされた。

宮脇伸舟選挙管理委員長は以下の通り当選人を発表した。

支 部 長	直井圭介会員
副支部長	坂本秀一朗会員
理 事	水俣修一会員
理 事	竹之下真哉会員
理 事	安田健太郎会員
理 事	中山昇三郎会員
理 事	石橋孝之会員



監 事 二階堂稔会員
監 事 山下紳市会員
予備監事 橋口文尚会員

以上をもって、令和元年度鹿児島県司法書士会鹿児島支部定時総会の議事日程は全て終了し、佐俣周平理事が閉会を宣言した。

上記の議案の決議を明確にするため、この議事録を作成し、議長及び議事録署名人は次に記名押印する。

令和元年5月11日

鹿児島県司法書士会鹿児島支部定時総会

議 長 森 邦 也

議事録署名人 宮 内 達 郎

議事録署名人 内 田 雅 之

一 南薩支部総会報告一

南薩支部長 森 迫 直 子

南薩支部は、指宿市・枕崎市・南九州市・南さつま市に事務所を置く会員により構成されている支部です。

今年度は、南九州市の知覧町において下記のとおり総会を開催いたしました。

また、同日、支部総会に先立ち霧島支部の松菌圭会員に講師をお願いし、相続法改正に関する研修も行いました。相続は業務の中でも大きな柱となる部分であります。講師の事例を取り入れながらの分かり易い説明に会員は真剣に聞き入っていました。

1. 日 時 平成31年4月19日（金） 午後4時10分開会
2. 場 所 南九州市知覧町郡17156番地 さくら館
3. 出席者 支部会員27名
（支部総会員数 29名）
4. 来 賓 日高千博副会長
5. 議 長 森 重知
議事録作成者 尾辻昭博
議事録署名者 寺園光治 寺園渉

6. 議事の概要

(1) 平成30年度業務経過報告及び収入支出決算

研修旅行実施。参加者11名。行先：大分方面
法の日相談会を南さつま市と南九州市で実施。

非司法書士実態調査を南さつま出張所で実施。

高校生のための消費者教育教室を6校で実施。

平成30年度事業報告及び同年度決算は異議無く承認。

(2) 平成31年度事業計画及び同年度予算

次年度総会開催場所が順番からいくと指宿市開催が想定されるため繰越金確保のため、次年度の研修旅行は実施しない形の予算組となっている。

次年度の非司法書士実態調査は知覧支局で行われる予定。

平成31年度事業計画及び同年度予算は、議案のとおり可決。

(3) 研修（2回実施）

法定相続情報証明制度について

債権法改正と不動産取引について

(4) その他の事項

次年度の法の日の相談会の開催場所は、指宿市山川と南さつま市金峰町とする。

次年度の総会開催日は、令和2年4月24日（金）

— 川内支部総会報告 —

川内支部長 市 来 洋 一

当支部の本年度総会は下記のとおり開催されましたことを、報告いたします。

なお、当支部の法の日相談会の活動は、地理的に分けて、さつま町地域会員といちき串木野市地域会員及び薩摩川内市地域会員で分担し、各地区担当者の元にて実施しています。

さらに、当支部特有である離島の甌島における定例相談会10回も会員の協力により、実施できました。

また、支部研修や各種行事への若い会員の積極的な活動もあり、おかげさまで当支部運営が滞りなく行えています。



記

平成31年度川内支部定時総会議事録

日	時	平成31年4月19日（金）17時			
場	所	川内ホテル2階（薩摩川内市鳥追町7番5号）			
総	会	員	数	23名	
出	席	会	員	数	21名（うち委任状出席4名）
議	長	山本 豪太			
議	事	録	署	名	者
		浜屋 和宏			
		南竹 龍一			
来	賓	中原 正人（鹿児島地方法務局川内支局統括登記官）			
		上前田 和英（県司法書士会会長）			

定刻に至り、上記のとおり出席があったので、丸田賢次理事が開会を宣し、市来洋一支部長が開会の挨拶を行った。

続いて、来賓として県会の上前田和英会長が祝辞を述べた。祝辞の中で、司法書士法改正案が参議院を通過し5月中旬頃に衆議院で承認可決される見込みであり、主な改正点として①目的規定の廃止と使命規定の新設、②懲戒権者の変更、③全ての懲戒処分に関し聴聞の機会を設けること、④懲戒処分の除斥期間が7年になること、⑤司法書士法人は1人法人が可能となること、⑥懲戒手続中に清算終了した法人にも懲戒処分が可能になることなどがあげられることと、昨年導入予定であったオンライン申請資格者代理人方式の現状などについての説明があった。

会員動向について、丸田賢次理事より、現在の総会員数23名で昨年から変動はないとの報告があった。

議 事

1. 議長選任の経過等

丸田賢次理事が本総会成立を宣言し、議長の選任を諮った。会員より山本豪太会員を推薦したい旨の発言があり、丸田賢次理事が議場に諮ったところ異議なく承認され、議長として山本豪太会員が就任した。

山本豪太会員は議長席に着き挨拶の後、議事録署名者の選出について議長一任とする旨を議場に諮ったところ、異議がなかったので、議事録署名者として浜屋和宏会員と南竹龍一会員を指名した。

2. 議事の経過の要領及び議案別議決の結果

(1) 第1号議案 平成30年度事業報告、収支決算報告及び監査報告

議長より執行部に報告を求めたところ、丸田賢次理事より、平成30年度事業報告及び収支決算報告がなされ、大西浩昭監事より、堂免公大監事と共に監査の結果、適正に処理されていたとの報告があった。

議長は、第1号議案につき質疑を求めた上で承認を求めたところ、全員異議なく承認された。

(2) 第2号議案 平成31年度事業計画案及び収支予算案審議

議長より執行部に説明を求めたところ、丸田賢次理事より、平成31年度事業計画案及び収支予算案について説明がされた。

議長は、第2号議案につき質疑を求めた上で承認を求めたところ、全員異議なく賛成し、承認可決された。

(3) 第3号議案 役員選任

議長は、第3号議案につき議場に立候補及び推薦を募ったところ、立候補及び推薦がなかったことから、執行部に対し腹案を求めた。

これを受け、丸田賢次理事は、以下の通り提案した。

支 部 長： 市来 洋一

副支部長： 湯原 育朗

理 事： 丸田 賢次

監 事： 大西 浩昭

監 事： 堂免 公大

予備監事： 平川 弘太郎

議長は、執行部から提案された役員選任案について承認を求めたところ、全員異議なく賛成し、執行部の提案どおり承認可決された。

(4) その他協議事項

議長は、その他協議事項についての発言を求めた。

[要望] 市来洋一支部長

支部で開催する研修の題材について要望を出してほしい。

[要望] 上野牧門会員

県会理事の推薦について執行部が中心となって選考していただきたい。

川内支部は県内でも大きい支部であり、県会の理事になることで情報を早く得て支部の活動に生かしたり、支部の意向を県会に伝えたり、県役員の働きを自覚をもって助けていくことが必要だろうと思う。

今期は県会役員改選であるが、川内支部から理事の候補者がいないように聞いている。できれば次期改選の際は候補者をあげていただきたい。

会長から何か一言お願いしたい。

[応答] 上前田和英会長

支局単位で1名は理事を出していただきたいと思う。

川内支部でも会員に打診はしたようだがなかなか承諾が得られないようだ。

自分は今期役員改選で会長職を退くため、新執行部の人事について口出しはしていないが、川内から理事の推薦はなかったようだ。

中央からの情報はまず県会執行部にくるので、それを早く支部と情報共有するためにも、2年後は川内支部から推薦をあげてもらいたい。



以上をもって本総会の議案全部の審議を終了した。

続いて、来賓の鹿児島地方法務局川内支局・中原正人統括登記官から祝辞があり、オンライン申請と法定相続情報証明申出の促進などについて述べられた。

丸田賢次理事が午後5時45分閉会を宣し、散会した。

平成31年4月19日

鹿児島県司法書士会 川内支部 定時総会

議事録署名者 浜屋 和宏 (印略)

議事録署名者 南竹 龍一 (印略)

－出水支部総会報告－

出水支部長 馬見塚 太

出水支部は会員総数14名の鹿児島県内にある9つの支部の中でも下から2番目に会員数の少ない支部です。しかしながら、鹿児島県内の支部で、最も会員の平均年齢の低い支部でもあります。

年齢が低い会員が多いため、どうしても支部の行事の執行に若い会員の協力が必要となりますが、出水支部は、若い会員にも積極的に支部の業務遂行のために手伝ってもらっており、大変助かっているところです。

登記業務の減少や依頼者の利害関係で、会員の関係が多少ギクシャクしてしまうこともあるかもしれませんが、そんな中でも出水支部は支部として団結できてきたのではないかと思います。

今年度は会員2名増の予定ですが、今まで出水支部を支えてくれた先輩方の、良い部分が消えてしまわないように、今後も会員が一致団結できるように、努力していきたいと考えています。



－霧島支部総会報告－

霧島支部長 重野 巨樹

霧島支部長を2年間務めさせて頂くことになりました。どうぞ宜しくお願い申し上げます。

平成31年度霧島支部総会は、平成31年4月26日（金）に霧島市の「霧島市総合福祉センター」にて開催されました。総会の議事内容につきましては、下記議事録のとおりとなりますのでご報告いたします。



鹿児島県司法書士会霧島支部 平成31年度定時総会議事録

1. 日 時 平成31年4月26日（金）16時00分～17時30分
2. 場 所 霧島市総合福祉センター（霧島市国分中央3-33-10）
3. 総会員数 44名
4. 出席者 44名（有効委任状12名を含む）
5. 議事の要領と経過

定刻通り開始され、小池信一支部長より挨拶の後、鹿児島地方法務局霧島支局長・有馬和広様及び鹿児島県司法書士会副会長・田畑正明様より来賓祝辞を賜った。

しかる後、司会西迫正裕会員が議長を立候補により募ったが、立候補がなかったところ、選任方法を議場に諮った。一部の会員より執行部の一任により選任されるべき旨の発言があったため、執行部により野間修二会員が指名され、全員異議なく議長に選任された。

また、益崎広樹副支部長より議事録作成者として朝長優子会員、議事録署名人として川畑俊達会員、上村華代会員を指名し、全員異議なく選任された。議長より、本日の総会の議題のうち第4号議案の役員の改選において支部規則27条に規定する特別決議を要する旨及び執行部より特別決議の要件である定足数を満たす出席者があったことの報告があったのち、本日の総会は有効に成立する旨を宣し、議事に入った。

(1) 報告：平成30年度会務報告の件

議長は執行部に対し平成30年度の会務報告を求めたところ、小池信一支部長及び各担当理事により鹿児島県司法書士会霧島支部平成31年度定時総会資料に基づき詳細な説明があった。その後、議長より質疑を募ったところ、宮田康浩会員より霧島市縄文の森駅伝の結果につき質問があり、執行部より回答がなされた。

(2) 議案第1号：平成30年度収入支出決算承認の件

議長は執行部に対し平成30年度の収入支出決算につき報告を求めたところ、益崎広樹副支部長より鹿児島県司法書士会霧島支部平成31年度定時総会資料をもとに、収入支出決算の詳

細な説明がなされた。

続いて、議長が監事に監査報告を求めたところ、鎌田一典監事より監査の結果、益崎広樹副支部長の説明の通り相違ない旨の報告がなされた。



(3) 議案第2号：平成31年度事業計画決定の件

議長は執行部に対し平成31年度事業計画について説明を求めたところ、小池信一支部長より鹿児島県司法書士会霧島支部平成31年度定時総会資料をもとに、詳細な説明がなされた。

(4) 議案第3号：平成31年度収入支出予算決定の件

議長は、執行部に対し平成31年度収入支出予算について説明を求めたところ、益崎広樹副支部長より鹿児島県司法書士会霧島支部平成31年度定時総会資料をもとに、詳細な説明がなされた。

(5) 採決

議長は、議事の進行上、議案第1号～第3号につきまとめて質疑及び採決を行い、その後、議案第4号の審議を行う旨の説明をし、質疑を募ったところ、宮田康浩会員より広報費につき質問及び提案（霧島市縄文の森駅伝大会へ参加する会員に対し昼食代としていくらか日当を支払ってはどうか）があり、執行部より回答（予算内での駅伝大会参加の日当等（弁当代）の支出について検討したい旨）がなされた。その後、各議案につきその可否を諮った。

議案第1号は全員異議なく賛成し、よって原案通り承認可決された。

議案第2号は全員異議なく賛成し、よって原案通り承認可決された。

議案第3号は全員異議なく賛成し、よって原案通り承認可決された。

(6) 議案第4号：役員改選の件

議長は、本総会の終結をもって役員全員の任期が満了することにより、新たに役員を選任する必要がある旨を述べ、その選任方法を議場に募った。一部の会員より執行部に一任する旨の発言がなされたので、執行部は平成31年度役員案を提示し、その賛否を諮ったところ、全員異議なく承認可決された。

よって、次のとおり平成31年度役員が選任され、即時全員就任承諾した。

支部長	重野 巨樹		
副支部長兼会計	西迫 正裕		
支部理事	前原 敏宗	野間 修二	益崎 広樹
	朝長 優子	川畑 俊達	小池 信一
監事	宮田 康浩	稲留 隆	
予備監事	天達 周二		

(7) その他協議事項

議長は、その他協議事項として取り上げるべき事項を議場に募ったところ、小池信一支部長より、鹿児島地方法務局本局の移転に伴う鹿児島県司法書士会事務局の移転・建替えについて意見・要望をお伺いしたいとの提案があり、鹿児島県司法書士会田畑正明副会長より事務局の現状及び県会での協議状況の補足説明があった。新本庁の近隣への移転を希望する旨、またその移転にかかる費用のための会費の値上げも致し方ない旨の意見が多数を占めた。

また、神崎正泰会員より某金融機関の抵当権抹消登記手続きのための手数料徴収及び本人確認情報の在り方につき、県会として意見すべきとの申入れを行っていることの報告及び県会での協議の進行状況につき質問があり、田畑正明副会長より今後、県会執行部にて検討していく旨の回答があった。

以上をもって本日の議題はすべて終了した。これらの議事を明確にするために本議事録を作成し、議長及び議事録署名人2名がこれに署名捺印する。

平成31年4月26日

鹿児島県司法書士会霧島支部 定時総会

議長 野間 修二 ㊟

議事録署名人 川畑 俊達 ㊟

議事録署名人 上村 華代 ㊟



— 大隅支部総会報告 —

大隅支部長 田代啓太

今回、大隅支部長に選任されました田代です。

大隅支部は会員数15名と、小規模な支部ですが、その分まとまりのある和やかな雰囲気支部です。

日々の司法書士業務のほか、大隅地区・南大隅地区司法書士法律相談センターでも支部会員が相談員として活動しております。

研修旅行等の支部活動を通じて、支部会員同士の交流・親睦をより一層深めていきたいと考えております。

2年間よろしくお祈いします。

支部総会の内容につきましては、下記のとおりです。



平成31年（令和元年）度 鹿児島県司法書士会大隅支部定時総会議事録

1. 開催日時 平成31年4月23日（火）午後6時00分から午後6時55分
2. 開催場所 鹿児島県曾於郡大崎町假宿1014番地7 たさき
3. 会員総数 15名
4. 出席者数 15名（うち委任状出席者3名）

定刻、司会の田代啓太副支部長は開会を宣し、中屋久志支部長の挨拶が行われた。

議案の審議に先立ち、来賓として出席された鹿児島地方法務局曾於出張所石神栄二所長及び鹿児島県司法書士会上前田和英会長からご祝辞を賜った。

司会者は、大隅支部規則第28条の規定に基づき本総会の議長を選出する必要がある旨を述べ、その選任方法につき諮ったところ、出席者の中から司会者の指名に一任したいとの発言があり一同これを承認したので、司会者の指名により新丸和博会員が選出された。

その後、議長は、本日の出席会員数が同規則第25条により本総会の決議に必要な定足数を満たしている旨を述べ、同規則第29条に基づく議事録署名者として池邊政興会員及び桂勝博会員を、議事録作成者として田代啓太副支部長を指名し、議案の審議に入った。

第1号議案 平成30年度事業経過報告の件

支部長より、平成31年度定時総会資料に基づいて、平成30年度の事業経過報告を行った。

第2号議案 平成30年度収支決算承認及び監査報告の件

会計担当の理事である松元修二会員より、平成30年度収支決算について報告がなされた後、監事である田中英修会員より、平成30年度収支決算については適正に処理がなされている旨の報告がなされた。

議長が本議案の賛否を議場に諮ったところ、満場一致をもって承認可決した。

第3号議案 平成31年（令和元年）度事業計画案承認の件

支部長より、平成31年（令和元年）度定時総会資料に基づき平成31年（令和元年）度事業計画案が示された後、議長が本議案の賛否を議場に諮ったところ、満場一致をもって承認可決した。

第4号議案 平成31年（令和元年）度収支予算案承認の件

支部長より、平成31年（令和元年）度定時総会資料に基づき平成31年（令和元年）度収支予算案が示された後、議長が本議案の賛否を議場に諮ったところ、満場一致をもって承認可決した。

第5号議案 役員選任の件

支部長より、現任の役員任期が本総会終結をもって満了するため、新たな役員について立候補を募ったところ、立候補者がいなかったため、下記のとおり選任したい旨提案があり、議長が本議案の賛否を議場に諮ったところ、満場一致をもって承認可決した。

支部長	田代啓太	会員
副支部長	田中英修	会員
理事（会計担当）	本庄宏	会員
理事	下野太志	会員
理事	井手上刀秀	会員
監事	小屋健二	会員
監事	松元修二	会員
予備監事	大久保孝平	会員

以上をもって議案の全てを終了したので、午後6時55分、田代啓太副支部長は閉会を宣言した。

以上の結果を明確にするために、この議事録を作成し、議長及び議事録署名者は次に署名押印する。

平成31年 4 月23日

鹿児島県司法書士会大隅支部定時総会

議 長 新 丸 和 博 ⑩

議事録署名者 池 邊 政 興 ⑩

議事録署名者 桂 勝 博 ⑩



一 鹿屋支部総会報告 一

鹿屋支部長 村 山 誠 志

平成31年4月26日（金）午後1時30分から、かのや大黒グランドホテル（鹿屋市共栄町12番3号）にて支部会員総数23名（委任状出席6名含む）の出席にて、支部総会が開催されました。



来賓として、鹿児島地方法務局鹿屋支局中島康雄支局長(代読)及び同永井秀作統括登記官並びに鹿児島県司法書士会日高千博副会長より来賓祝辞を賜りました。

その後、議長の選出に入り、議場は満場一致をもって、吐合勝秀会員を議長に選出し、内野文生会員と壱崎健一会員を本総会の議事録署名者に指名し、本日の出席状況を野元政行支部長に説明を求め、総会が有効に成立したことを確認し、ただちに議事に入り、下記議案を審議し、原案とおりの可決承認されました。

報告第1号 平成30年度事業報告

議案第1号 平成30年度収入支出決算承認の件（監査報告を含む）

議案第2号 平成31年度事業計画(案) 決定の件

平成31年度は、県会の事業計画を踏まえ例年同様、理事会に諮って逐次実施する予定です

平成31年度事業計画

- 鹿屋市社会福祉協議会心配ごと相談所への相談員派遣
- 「法の日」無料法律・登記・税務相談所開設
- 非司法書士実態調査
- ブロック別研修会
- 高校生のための消費者教育教室への講師派遣
- 支部研修会
- 各種団体主催の法律相談会や講演会等への相談員や講師の派遣
- 法務局との業務連絡会

支部会員及び法務局からの要望を受けて開催する。

議案第3号 平成31年度収入支出予算(案) 決定の件

議案第4号 役員改選の件

希望者がいなかったため、選考委員選任のうえ、選考の結果以下のとおり選出した。

支部長	村山誠志	(文書担当)
副支部長	國師博文	
理事	原田理恵	(会計担当)
理事	下出水公二	
理事	遠矢隆一	
監事	中西隆	
監事	上山逸郎	
予備監事	永野博己	

総会終了後、下記テーマによるDVDによる研修会を行いました。

シンポジウム

「不動産トラブルを裁判所の民事調停で解決しよう」



—熊毛支部総会報告—

熊毛支部長 松 木 建 雄

本年度熊毛支部総会は、例年どおり5月の第2土曜日の5月11日に種子島西之表市の「ホテルニュー種子島3階会議室」において開催しました。

県会発行の「執行部だより」の会員状況でご案内のとおり、当支部は9名の会員で成る小支部です。支部役員が4名ですので、除くと残り5名、その中1人が議長で、執行部に対して質疑を述べる会員4名で構成される支部総会となります。



会議は、後記日程で進行し、一部議案を除き無難に終了しました。一部議案とは支部規則の改正案でありました。県会の会則を無視した改正案であったため否決となりました。私、熊毛支部に在籍して40数年になりますが、かつてないことではなかったかと思っております。ちなみに、提案を要望したのは私でした。

会議終了後は、これも例年どおり研修会を開催いたしました。研修内容は、「法定後見等の相談・後見等に関する諸申立て」、講師は、リーガルサポート鹿児島支部派遣の宇都明子様をお願いいたしました。講師には、簡潔明瞭な講義をいただきまして有意義な研修となりました。当支部の研修会では、色々と突っ込み質問質疑をする会員が揃ってまして、講義中も、中断、横道侵入は当たり前、しかも講師に対して宿題を背負わせて帰ってもらうことがしばしばですが、今回は、その宿題がありませんで、これも又珍しいことでありました。講師の力量がなせるわざでしたでしょうか。

研修会終了後は、和気あいあいの懇親会で閉めることができ、有意義な一日を過ごすことになりました。

記

令和元年度定時総会次第

- 1 開会の挨拶
- 2 来賓の挨拶
- 3 議長及び議事録署名者の選出

議 事

- (1) 報告第1号 平成30年度事業経過報告
- (2) 議案第1号 平成30年度決算承認の件（監査報告）
- (3) 議案第2号 令和元年度事業計画（案）の件
- (4) 議案第3号 令和元年度予算（案）決定の件

- (5) 議案第4号 鹿児島県司法書士会熊毛支部規則一部改正（案）の件
- (6) 議案第5号 役員改選
- (7) その他

4 協議事項（その他）

5 閉会の挨拶

最後に私事ではありますが、最後に支部長を務め終わったのが平成7年5月でしたので、24年目にして再び支部長の職を仰せつかりました。平成7年に支部長を辞した際、再度支部長の職に就くことはないと決めてましたので、まさかとの思いです。当時は、若い会員が次々入会しましたので、順番で支部長を引き受けるという当支部慣例からして、再び支部長を務めることは無いものと決めていた訳です。

ともあれ、後期高齢者の仲間入りをする年齢になりましたので、何の不始末をしでかすかわかりませんが、最後の奉公と思い、県会と支部間の使者としての任務くらいが遂行できればいいかなと思っております。

以上



— 大島支部総会報告 —

大島支部長 里村紀幸

平成31年4月27日土曜日、奄美サンプラザホテルにおいて、平成31年度大島支部定時総会が開催されました。

定時総会の詳細につきましては、下記「平成31年度鹿児島県司法書士会大島支部定時総会議事録」記載のとおりです。

平成31年度鹿児島県司法書士会大島支部 定時総会議事録

日 時 平成31年4月27日（土） 午前10時00分
場 所 奄美サンプラザホテル11階会議室
会 員 総 数 21名
出席会員数 20名（うち委任状による出席7名）
会 次 第

- 1 開会宣言 司会：里村紀幸副支部長
- 2 物故者黙祷
- 3 支部長挨拶 木村昭一郎支部長
- 4 来賓の挨拶 鹿児島県司法書士会会長 上前田和英様
- 5 新入会員紹介

議 事

上記のとおり出席があり、里村紀幸副支部長が司会者となった。司会者は、議長の指名を執行部に一任したい旨を述べ、議場はこれを承認した。執行部は、乾悟会員を議長に指名した。

議長は就任を承諾したのち、石本憲史会員を議事録作成者に、辻勝則会員及び増田翔馬会員を議事録署名者に指名した。

議長は、挨拶のあと、執行部に本日の出席状況を求め、上記のとおり出席を確認し、本総会は有効に成立している旨を宣言した。

第1号報告 平成30年度事業報告の件

議長は、執行部に対し、平成30年度の事業報告を求めたところ、木村昭一郎支部長より定時総会資料「平成30年度事業報告」に基づき、詳細な報告がなされた。

第1号議案 平成30年度収支決算承認の件

議長は、執行部に対し、平成30年度収支決算書について報告を求めたところ、柏村考兵会計より、定時総会資料「平成30年度大島支部収支決算書」に基づき、詳細な報告がなされた。これに続き、議長が監事に対し監査報告を求めたところ

ろ、辻勝則監事より決算報告書等が適正に処理されている旨の監査報告がなされた。続いて、議長が、本議案について承認を求めたところ、全員異議なく賛成した。よって、本議案は承認可決された。

なお、議長は、平成31年・令和元年度事業計画案及び平成31年・令和元年度収支予算案は相互に関連性があるため、第2号議案及び第3号議案を一括して上程する旨を述べた。

第2号議案 平成31年・令和元年度事業計画決定の件

第3号議案 平成31年・令和元年度収支予算案決定の件

議長は、上記事項に関して、それぞれの事項につき質疑応答を行い、各事項個別で採決をとる旨を述べた。

(1) 「法の日」無料法律相談会開催の件

木村支部長より、「法の日」無料法律相談会について、開催場所は知名町とし、具体的な内容の決定は執行部に一任としたい旨の提案がなされた。

議長が、当該提案を議場に諮ったところ、出席会員は全員異議なく賛成した。また、議長は、折り込みチラシによる法の日相談会の広報の賛否を議場に諮ったところ出席会員は全員異議なく賛成した。よって、本議案は原案どおり承認可決された。

なお、木村支部長より、当該無料法律相談会開催の段取りに関しては、従前司法書士が担当してきたが、相談会に参加している他士業（土地家屋調査士及び税理士）の協力をあおぎ、将来的には開催の段取りを、各士業が1年ごとに交代で行う方向になるかもしれないとの報告があった。

(2) 支部研修会実施の件

大島支部独自の研修会実施について、出席会員で協議の上、木村支部長より年2回下記の内容で開催することが提案された。当該提案に関しての賛否を議長が議場に諮ったところ、出席会員は全員異議なく賛成した。よって、本議案は原案どおり承認可決された。

研修内容に関しては、下記の研修テーマ案につき、議場で会員の意向を挙手にて確認の上、具体的な内容は執行部の裁量にて決定することとされた。

なお、山下会員より、研修テーマに関しては、県会の研修内容と重複することのないようお願いしたいとの意見が出た。これに対し、執行部より、県会の研修内容を確認の上、重複することのないようテーマを選定する旨の回答があった。

【ブロック別研修会開催時の研修会】

①講師の選定に関しては、執行部の裁量で行う。

②研修時間は2時間

【支部定時総会開催時の研修会】

①講師の選定に関しては、執行部の裁量で行う。

②研修時間は4時間

【研修テーマ案】

- ・民法（相続法）改正
- ・民法（債権法）改正
- ・渉外登記
- ・境界問題（筆界未定地解消の方策など）
- ・司法書士業務に関連する他士業業務（税理士，土地家屋調査士，社労士）
- ・権利擁護

(3) 新聞広告の実施について

木村支部長より，平成30年度と同様に地元新聞紙2紙（南海日日新聞，奄美新聞）において，当支部の会員一覧を掲載することが提案された。

議長が，当該提案の賛否を議場に諮ったところ，出席会員は全員異議なく賛成した。よって，本議案は原案どおり承認可決された。

(4) 徳之島地区における遺言・相続登記相談会を公証人と共催する件

（議案通告者：柏村会員）

柏村会員より，名瀬公証人役場の宮平公証人が年に1度自主的に開催されている遺言の相談会開催時に，相続手続の専門家として，公証人の遺言の相談会をバックアップするとともに，相続登記の相談会を共催することが議案として通告された。

また，柏村会員より，上記相談会共催につき，下記の内訳にて，原案を一部修正の上，金3万円の予算の確保を願いたい旨の意見があった。

上記議案につき，下記のとおり木村支部長より質疑が，山下会員より意見が出たが，それぞれに関し，通告者である柏村会員が下記のとおり応答した。

議長は，上記のと通りの質疑応答を行ったのち，本議案の賛否を議場に諮ったところ，出席会員は全員異議なく賛成した。よって，本議案は，予算については修正案のとおり，その他に関しては原案どおり承認可決された。

【予算】	（原案）	合計	25,000円	（事業費）
		内訳		
		会場費	5,000円	
		広告費	10,000円	（5,000円×2社）
		相談員日当	10,000円	（5,000円×2名）
	（修正案）	合計	30,000円	（事業費）
		内訳		
		会場費	5,000円	
		広告費	10,000円	（5,000円×2社）
		相談員日当	10,000円	（5,000円×2名）
		交通費	5,000円	

【質疑応答】

質疑①（木村支部長）・・・徳之島地区とは具体的にどこを指すのか。

回 答（柏村会員）・・・徳之島島内の三町が検討候補であり、具体的にいずれの町で開催するかは、まだ確定していない。

質疑②（木村支部長）・・・交通費5,000円の算出根拠はどうなっているのか。

回 答（柏村会員）・・・徳之島島内に居住している車を保有していない相談員の相談会場までのタクシー代金として計算している。

意 見（山下会員）・・・当該相談会を共催するのではなく、上記の「法の日」無料法律相談会に、公証人の先生も同席していただくことで、本相談会開催の目的を達成することができるのではないか。

回 答（柏村会員）・・・本相談会に関しては、公証人が例年自主的に行っている相談会に支部として共催するという形を取っているため、公証人に対する旅費や報酬は発生していない。意見のとおり「法の日」無料法律相談会に公証人を招致する場合には、別途公証人に対する旅費や報酬が発生してしまうことになり、支部としての金銭的な負担が増大することになる。

しかし、意見のとおり、上記無料法律相談会に公証人に同席していただくことは相談者からしても有益であるので、本相談会の共催の件とは別件として、翌年度以降可能であるか公証人に打診してみる。

(5) 平成31・令和元年度収支予算案決定の件

上記の徳之島での相談会の共催が承認されたため、柏村会計より下記の内容にて修正動議が提案され、議長がその賛否を議場に諮ったところ、全員異議なく承認した。よって、本議案は、修正案のとおり可決された。

1	事業費	（原案）	330,000円
		（修正案）	360,000円
2	予備費	（原案）	661,923円
		（修正案）	631,923円

(6) 役員及び奄美市文書配布者選任の件

議長が、役員等の任期満了に伴い、新役員等を選任する必要を述べ、立候補者を募ったが、立候補する者は出なかった。そこで、議長は、新役員等の選任に関しては、議長に一任の上、議長の指名により選任されたい旨を述べ、議場に諮ったところ、全員異議なく賛成した。

よって、議長は、新役員等に下記の者を指名したところ、全員異議なく賛成し、被選任者は席上即時にその就任を承諾した。

【新役員等】

支 部 長・・・里村紀幸
副 支 部 長・・・柏村考兵
会 計・・・乾 悟
監 事・・・辻勝則
奄美市文書配布者・・・辻勝則

閉会宣言 議長は、以上をもって本日の議事を終了した旨を述べ、午前11時15分閉会を宣言した。

以上の議事を明確にするため、この議事録を作成し、議長及び議事録署名者が署名捺印する。

平成31年 4 月27日

鹿児島県司法書士会 大島支部定時総会

議 長 乾 悟

議事録署名者 辻 勝則

議事録署名者 増田 翔馬



～ 関連団体からの報告～

鹿児島県司法書士政治連盟活動報告及び活動計画



鹿児島県司法書士政治連盟
会長 喜山 修三

当連盟の平成30年度の活動報告並びに令和元年度の活動計画を御報告いたします。活動報告の元号と活動計画の元号が違うということで、元号が変わったことを実感します。

昨年度は選挙が行われなかったために、選挙協力の必要の無い年度になりました。「所有者不明土地問題」「空き家対策」等の放置不動産の減少など司法書士の活躍する場面が広がりましたが、昨年から各司法書士事務所において、「所有者不明土地問題」の解決の一環として、相続登記のされていない土地の相続人の特定のための調査を行っております。また、司法書士法につきましては、平成31年4月12日に、参議院で司法書士法改正案が可決されたので、(1)「使命」規定の創設、(2)「懲戒」に関する規定の改正、(3)「社員が一人の司法書士法人設立」につき改正が見込まれます。しかし、平成23年の日司連総会で承認された「司法書士業務拡充」については、まだ道半ばであるので、当連盟としても、更なる努力を重ねていきたいと考えます。

さて、当会の活動としては、例年のとおり顧問団の議員の方達と友好的な雰囲気の中、具体的な協議会が行われ、関連団体の要望実現に一步近づいたように感じました。

今年度においては、長年副会長をされた松菌圭さんと女性の副会長宇都明子さんが退任し、その後任として田畑正明さんと中村直康さんが副会長に選任され、女性局長には新たに鹿籠六有子さんが就任しました。永年副会長として連盟のためにご尽力された松菌さんには感謝申し上げます、新たに就任した副会長お二人には、長年の鹿児島県司法書士会の役員経験を活かした活躍を大いに期待しております。

政治連盟は、司法書士制度を発展・充実していくことにより、一般市民の法的サービスに十二分に応えることを目的としております。今後とも、本会をはじめとして関係団体並びに顧問団の議員の方と密接な関係を築きながら活動していく所存です。

会員各位におかれましても、政治連盟の活動に対してご理解ご協力を頂けますようお願い申し上げます。

(参考資料)

平成30年度活動日誌

平成30年

- 4月12日 平成29年度会計監査(司調センター)
- 4月14日 日司政連定時大会(東京)
- 4月19日 第1回正・副会長、幹事長会議(司調センター)
- 4月20日 保岡興治氏興友会臨時総会・懇親会(城山ホテル鹿児島)
- 4月24日 上門秀彦氏市政報告会・懇親会(ジェイドガーデンパレス)
- 5月18日 鹿児島県土地家屋調査士政治連盟式典・懇親会(城山ホテル鹿児島)

- 5月19日 平成30年度定期大会懇親会（ホテルパレスイン鹿児島）
- 5月20日 平成30年度定期大会（鹿児島中央ビルディング）
- 5月20日 第1回役員会（鹿児島中央ビルディング）
- 6月16日 自民党県連定期大会（ホテルウェルビューかごしま）
- 7月6日 司法書士会関連団体協議会（司調センター）
- 7月10日 第2回役員会（司調センター）
- 7月31日 保岡宏武氏宏友会臨時総会・懇親会（ホテルタイセイアネックス）
- 8月6日 公明党政策要望懇談会（サンロイヤルホテル）
- 8月26日 自民党政談演説会（サンロイヤルホテル）
- 9月1日 第1回総務会（司調センター）
- 9月3日 保岡宏武氏後援会連合会発足式（城山ホテル鹿児島）
- 9月7日 公嘱司法書士協会通常総会懇親会（鹿児島県社会福祉センター）
- 9月21日 鹿児島県議会傍聴
- 9月27日 鹿児島県議会議員「顧問団」との協議会（レクストン鹿児島）
- 10月28日 2018かごしま政経セミナー（城山ホテル鹿児島）
- 11月16日 桑鶴勉氏桑栄会懇親会（ジェイドガーデンパレス）
- 11月11日 保岡興治氏旭日大綬章受章祝賀会（城山ホテル鹿児島）
- 11月21日 鹿児島市議会議員顧問との勉強会（レクストン鹿児島）
- 11月29日 上門秀彦氏市政報告会・懇親会（ジェイドガーデンパレス）
- 11月30日 小森孝文氏市政報告会・懇親会（ジェイドガーデンパレス）
- 12月11日 保岡宏武氏宏友会役員会（アクアガーデンホテル福丸）
- 12月12日 仮屋秀一氏忘年会（サンロイヤルホテル）

平成31年

- 1月4日 関連団体年始挨拶
- 1月17日 全国会長会・平成30年新年賀詞交歓会（東京）
- 1月26日 保岡宏武氏新春の集い（サンロイヤルホテル）
- 2月8日 第2回正・副会長、幹事長会議（司調センター）
- 2月11日 宮路拓馬氏新春の集い（サンロイヤルホテル）
- 2月16日 日司政連九州ブロック協議会（大分）
- 2月22日 鹿児島県土地家屋調査士会「境界問題相談センターかごしま」
認証記念祝賀会（城山ホテル鹿児島）

令和元年度活動計画

- 第1 司法書士法一部改正へ向けた活動
- 第2 相続手続推進から民法・不動産登記法改正へ向けた活動
- 第3 オンライン申請資格者代理人方式についての活動
- 第4 家事事件における司法書士活用へ向けた活動
- 第5 成年後見制度利用促進の具体化へ向けた活動
- 第6 司法書士会関係団体の活動支援並びに司法書士業務に関する問題点の改善に向けた活動
- 第7 会員の情報提供の充実と会員からの要望事項の聴取
- 第8 日本政治連盟との連携



活動報告・事業計画

一般社団法人鹿児島県公共嘱託登記司法書士協会
理事長 安田 雅 朗

当協会は、6月30日をもって平成30年度を終了しました。平成30年度の活動報告と、令和元年度の事業計画（案）をご説明します。

1 受託実績

年々、受託額が減少していますが、平成30年度も前年度から下回り、非常に厳しい状況に陥っています。鹿児島市からの受託が大幅に減少したことが影響しています。また、大きな受託を期待していた法務局の長期相続登記等未了土地解消作業については、業務内容に全く見合わない非常に低廉な価額での受託となり、会員の皆様に大きな負担を強いることとなりました。

2 活動報告

平成30年度の主な活動は下記のとおりです。

① 相談対応・研修会の開催

例年どおり自治体の担当者に対し相談や研修会の案内を行い、前段事務を含めた業務の受託推進及び公嘱協会の周知を図りました。

② 発注機関への働きかけ

受託業務を確保するために、県議会議員や鹿児島市議会議員の顧問の先生方に問題点等を説明し、協会の活用をお願いしてまいりました。また、土地家屋調査士協会のご企画で県の地域振興局での相談会の開催など、前段事務を含めた業務の受託推進を図りました。

鹿児島市においては、予算の都合等により受託額が大幅に減少しましたので、継続的な公嘱協会の活用をお願いしました。

法務局の長期相続登記等未了土地解消作業については、調査件数や報酬額等について要望を重ねましたが、全国ほぼ同一件数、同一金額で押し通されての受託となりました。

3 事業計画（案）

令和元年度の主な事業計画（案）は下記のとおりです。

① 発注機関への働きかけ

鹿児島県や鹿児島市においては、県議会議員顧問及び市議会議員顧問との密接な協力依頼態勢も継続した上で、各担当部署に対して当協会の状況を説明し、協会活用の推進依頼を継続する。

その他の自治体に対しては、当協会受託実績を具体的にアピールして、多くの自治体から相談も含めて受託できるような体制作りを目指す。

法務局の長期相続登記等未了土地解消作業の今後の受託については、報酬額や業務内容等の改善を法務局へ要望した上で、他県協会と情報交換等を行いながら協議を進め検討する。

② 社員に対しての働きかけ

困難事案等についてチームを組んで受託できる体制の構築に努める。協会の特質上、納期限が定められているので、この期限遵守確保を確立させるように周知徹底を図る。

③ 関連団体との連絡強調

政治連盟と連絡協調し、各自治体に対してアピール活動や要望を積極的に推し進める。また、土地家屋調査士協会との協議会等を適宜実施し、事務遂行上の連絡協調を図ることに努める。



活動報告及び事業計画について

公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート鹿児島支部

支部長 梅 垣 晃 一

当支部の平成30年度の活動報告及び平成31年度（令和元年度）の事業計画をご報告いたします。

現在、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づいて策定された国の「成年後見制度利用促進基本計画」（平成29年3月24日閣議決定）の実施に伴い、県下の家庭裁判所、自治体、弁護士会、リーガルサポート、社会福祉士会その他の関連団体を含めた協議会や意見交換会が活発に行われています。本年度は、前記計画期間5年間のうちの3年目にあたり、各自治体が具体的な取り組みを開始する時期にあたります。リーガルサポートとしては、引き続き、各地域で活動する会員の特性を生かし、それぞれの地域における良きアドバイザーとして、利用促進の計画の実施に参画していきたいと考えております。

また、平成30年度には、平成11年（1999年）に制定された成年後見制度の20周年及びリーガルサポートの設立20周年を記念して、平成31年3月16日に、市民向け公開シンポジウムをかごしま県民交流センターにて開催いたしました。当日は、会場となった県民ホールの収容規模（590人）を上回る市民の方が来場され、成年後見制度の普及発展に大きく寄与できたのではないかと自負しております。なお、当日は、相談会も同時に開催され、33名の方のご相談を承りました。

他方、平成30年度より、リーガルサポートの組織内部の問題として、法人としての財政改革、組織体制あり方、法人の本部・支部の関係の問題など、さまざま課題が浮かび上がりつつあります。当支部においては、専門職後見人の養成、指導及び監督というリーガルサポートの設立趣旨に立ち返り、本当に必要な事業は何なのか、そのための組織体制は何なのかを熟慮し、会員相互に意見を出し合いながら、一つ一つの課題に向かい合っていきたいと考えております。

そのほか、平成31年度（令和元年度）も引き続き前年度と同様の事業を行う予定ですが、以下、重要項目のみ説明をさせていただきます。

1. 研修事業

研修事業は、専門職後見人の養成を目的とするリーガルサポートの中心的な事業となります。例年に引き続き、研修の質と量の確保、バランスの取れた研修計画の実施という方針に従って、各種の研修会（後見人等候補者名簿の更新研修、新規登載研修、ステップ研修等）を実施していきます。

2. 社会貢献・制度普及・広報事業

各地域の地域包括支援センターほか介護・福祉関係の皆様から大変に好評をいただいている

無料出張事業（アウトリーチ方式による相談支援事業）につきまして、引き続き、実施してまいります。そのほか、各種講師派遣事業、成年後見取次サービス（鹿児島銀行）などを引き続き取り組んでまいります。

また、毎年10月に開催している「法の日」相談会、毎月第2土曜日に司調センターで開催している無料相談会は、継続的に行ってまいります。

3. 成年後見制度の利用促進に関する事業

鹿児島市、薩摩川内市、鹿屋市、奄美市あるいはそれらの社会福祉協議会が設置する後見支援・権利擁護センター等に運営委員等として当支部より人員を派遣し、運営に協力してまいります。

そのほか、県下の家庭裁判所、自治体、関係団体が地域ごとに開催する利用促進計画の実施に関する会議につき、積極的に参画してまいります。

4. 執務管理及び執務サポート事業

平成30年度は、L Sシステムに新機能（出納帳機能等）が搭載されると同時に、定期報告においてもL Sシステムでの実績値の報告が必要となるなど、大幅な変更がありました。これにともない、入力に時間を要した会員も多くあったことと推察します。今年度においては、そのような変更はありませんが、新機能を搭載したL Sシステムでの入力により、会員へのサポート及び会員の執務に対する監督の機能を支部として、高めてまいりたいと考えています。

5. 専門職後見人の推薦

当支部では、県下の家庭裁判所からの推薦依頼に基づき、後見人等候補者名簿に登載された会員を専門職後見人として推薦を行っておりますが、平成30年度は、186件（前年度比+19件）の推薦を行いました。平成31年度も、同様の水準で推移しています。



鹿児島県青年司法書士会 活動報告・事業計画

鹿児島県青年司法書士会

会長 木藤 貴文

令和元年度鹿児島県青年司法書士会会長に就任いたしました，木藤貴文と申します。日頃より鹿児島県青年司法書士会の活動にご理解，ご協力くださり厚く御礼申し上げます。

当青年会の主な活動内容及び本年度の事業計画を以下に紹介させていただきます。

① 児童養護施設における法律教室

昨年度以前から継続して行っている事業です。本年度も県内の児童養護施設に法律教室開催案内を発信し，児童養護施設から申込みを受けて法律教室を実施する予定です。本年度は，より現代の子どもたちのニーズに沿う法律教室となるよう，2022年（令和4年）施行の成年年齢引下げを踏まえた内容を盛り込む等レジュメの全面改訂を行う予定です。

② 更生保護施設における法律教室及び個別法律相談

児童養護施設法律教室と同様に昨年度以前から継続して行っている事業です。更生保護施設（草牟田寮）からの申込みに基づき，本年度も法律教室及び法律教室と併設して実施している個別法律相談を実施します。更生保護施設法律教室においても，より参加者のニーズに沿うべくレジュメの全面改訂を行う予定です。また，個別相談者に対し適切な法的アドバイスを提供できるよう派遣講師兼相談員の養成に取り組みます。

③ 研修会の開催

当青年会の事業に沿う研修や，司法書士業務につき青年会ならではの若い視点に焦点を合わせた研修を企画し，開催します。

④ レクリエーション・座談会の実施

昨年度は参加会員を募り韓国岳登山を実施しました。本年度もベテラン会員若手会員が分け隔てなく参加できるレクリエーションを企画，実施し，会員間のコミュニケーションを図る機会を作りたいと考えています。また，新人会員がベテラン会員から様々な業務の話をざっくばらんに聞くことができ，普段の業務についてのアドバイスを受けることができる座談会を引き続き開催したいと考えています。新人未入会者にも声掛けを行い，レクリエーションや座談会等を通して当青年会の活動を肌で感じていただきたいと思います。

⑤ 会報の発行

当青年会の活動報告をはじめ，普段の業務にとどまらない幅広い内容を記事にした会報を発行したいと考えています。広報担当を中心にアイデアを練り，気軽に読める会員向け情報誌として発行していきたいと考えています。

⑥ 青年他士業合同相談会開催に向けた各青年他士業団体との企画打合せ

昨年度より青年他士業合同相談会の開催に向けた各青年他士業団体との打合せを進めています。本年度は、合同相談会開催に向けてより具体的に打合せを進めていく予定としています。

その他、本年度は九州ブロック青年司法書士連絡協議会定時総会及びレクリエーション（10月開催）、同協議会業務研修会（令和2年4月開催予定）、青年他士業合同レクリエーション（9月開催予定）の各開催運営を当青年会が担当します。他県あるいは他士業各団体の取りまとめに役員の連携が不可欠と考えます。各事業の運営及び活動を通して役員間の信頼関係を築き、若い世代から鹿児島県の司法書士業界を盛り上げていきたいと考えています。



永年勤続表彰を受章して

鹿児島支部 山下 政 廣

この度は、40年勤続の誉れと言いたいところですが、一面誰であつても時間が過ぎれば当然にめぐってくる事というような気持もありました。

しかしよく考えると日本の企業の平均寿命は30年とか新聞にありましたが、それをすでに10年も上回り仕事を続けてこられたのは、やはり周りの人たち、制度に守られて今の自分があると感謝です。たいした努力もせず、健康を損なうこともなく、重大な事件を起こさず平平凡凡でしたが今日まで続けられたことを僥倖と思うとともにやはり司法書士制度に守られて今日があり、同職の日々の切磋琢磨により築かれた司法書士への信頼、評価の向上を感じます。司法書士になって良かったなと思います。

開業して2,3年は開店休業状態でしたが、あまり気にすることもなく独り身の気楽さで過ごしていたら、ふと何かの縁で少しずつ仕事にありつき以来40年間人並みに家庭を持ち生活の糧を得ています。天職かと問われると未だに自信をもって言えませんが人は誰も好きな仕事ができるわけではありませんし、また好きな仕事に就けたからハッピーかといえばそうでもないような気がします。特段得手の無い私にとって何とか40年やってこれたのは天の配剤、好きも嫌いもなくこれしかなかったのではと思います。

どちらかという流れに身を任せ、ケセラセラとどんなことも我が身の運命とあきらめ、悟り？の気分で過ごす部分もありました。

さて40年の来し方を振り返ると当たり前ですが一番の変化は町並みが変わりました。40年前の開業当初新幹線も東西線の武岡トンネルもなくマンションも数えるだけでした。今では考えられませんが道路もくねくねした旧道をかけて宮之城、指宿、伊集院、市来等の法務局出張所に申請書を出したり閲覧に行ったりと難儀でした。これを思うと登記の電算化で司法書士業務は大変合理化されました。省力化で人手が少なくて済みます。よく昔はよかったと懐かしむこともありますが、登記の現場に限っては常に進化し良くなってきたという実感です。

ところでシステムは改良されましたが、現場の仕事はずいぶん緊張に晒されるようになったようです。人、物、意思確認は当時も言われましたが近年は更に用心をするようになり、改めて私たちの職責の重さを認識するところです。司法書士への評価の向上の一つは私たちが常に研修し

業務に真摯に向き合う態度が支えているように思います。世につれ法律の改正も続き勉強が欠かせません。これができなくなったらリタイアと思いますが、それまでは人の迷惑にならないよう仕事をさせて頂きたいと思います。

言葉は尽くせませんが、更に受章のお祝いに会より金一封頂きました重ね重ね有難うございました。



永年勤続表彰を受章して

川内支部 平 地 一 郎

この度、司法書士を開業して40年という事で福岡法務局長より表彰していただき感謝をしております。今まで、依頼を受けた仕事には何時も真摯に取り組んできましたので、その褒美で頂けたものではないかと思っております。

私が、鹿児島で認可が下りて開業したのが昭和53年であります。それ以前に大阪で6年間開業していたので、通算して46年間司法書士の業務をしております。

司法書士試験に合格して開業したので、当初は業務の内容に分からない事が多く苦労の連続でした。故郷の鹿児島に帰ってきてからも友人、知人に助けられ、法務局の職員にも指導を得て業務を今日まで続けられる事ができ40年の歳月が過ぎました。

鹿児島に帰ってきた当初は仕事の依頼は少なく毎日暇を持て余していて、これでやっていけるのか心配しましたが、徐々に仕事の依頼も増え何とか今日に至っております。

開業当時は法務局の出張所が隣町の市来町にあり、初めて行った時は木造の古い建物だったので驚いた事を思い出します。それからすぐに鉄筋コンクリートの建物に新築され、その後、法務局の統廃合により出張所の建物は取り壊されて現在は空地となっており、近所を通るたびに懐かしく、また淋しい思いをしています。

当時の登記申請はB4の申請用紙に手書きで縦書きに申請事項を記載しており、筆数が多いときなどは夜遅くまで仕事をして大変な思いをして申請書を作成していました。後に手書きをするのが面倒なのでタイプライターを購入しました。又、登記申請は直接申請をする出頭主義でしたので、遠方の仕事の依頼があった時は遠くの法務局に直接足を運ばなければならず面倒だったことを思い出します。

その後、ワープロ、パソコンと順次使用できるようになり申請書もA4の用紙に横書きで作成することになり、手書きの時と比べると楽になりましたが、そのたびに機械を買い替

えることになりそれなりの出費もかさみ、使いこなせるように勉強をしなければならず大変な思いをしてきました。

平成17年に不動産登記法の大改正が有りインターネットを利用してオンラインでの申請が行えるようになり、郵送で申請もできるようになって業務の内容は変わる事になり、平成18年には会社法の制定により商業登記にも変革があり、主たる仕事である不動産登記、商業登記は大きく変わり、それに伴い業務内容も変わりました。コンピューターの進歩により司法書士の業務は大きく変わっていくのだろうと思っていましたが、予想以上の速さでコンピューター化が進み、今ではパソコンを使わないと仕事が出来ないほどとなり、手書きで申請書を作成していたのは遠い昔となり懐かしく思います。

思い起こせば、40年の間にはいろいろな出来事がありましたが、何とか今まで仕事を続けられたのは、私一人の努力だけでは出来なく、家族や友人、知人の助けがあったからであり感謝をしています。

現在は、仕事の依頼は大きく減ってきていますが、高齢の私には適度の仕事の数であると思っており、昨今は体のあっちこっちに不調が出てきているので、後どれくらい業務を続けられるか分かりませんが、できるだけ長く仕事をしたいと考えております。



永年勤続表彰を受章して

鹿児島支部 永山哲朗

30年司法書士を続けてきましたが、同業者に特に語るほどの内容もありませんので最近少々気になっていることを書いてみます。

以下、ビートたけし調で

(その1)

小中高大学の教師は一日中教壇に立って授業をする。なぜ研修会講師はすぐ座りたがるのだろうか。体力がないのだろうか。受講者が座っているのにわざわざ立って話すまでもないと考えてのことか。

(その2)

部外講師を呼んだ際、なぜ設営担当者は「前の方から詰めて下さい」と呼びかけるのだろうか。前方がガランとしていては講師に対し失礼との気配りからか。設営担当者が自分の差配能力を気

にしてか。呼掛けなしでもリーガルの生島ヒロシ講演では満杯だったな。

(その3)

最近の新聞記事等で時々「障害者」を「障がい者」と表記しているのを目にする。害の字はイメージが悪いと該当者に配慮してのことか。かな書きだと優しい感じを与えるとでも。

(その4)

子殺し。親殺しは本当に増えているのかい。刑法犯は戦後減少傾向にあると何かの資料にあったようだが。煽り運転もだがマスコミの煽り報道もひどくないかい。

おいらの独断と偏見ではこうだ、

(その1) プロは独立自己研鑽型。だから講師の上から目線はハラスメントなんだ。

(その2) 著名講師ほど研修で飛び歩いていてとっくに了解済みなんだけどね。

(その3) 気配りも度が過ぎて「ストライク」も「よし」ときたもんだ。

(その4) 子殺しは順親殺しは逆などと書くと問題か。山周の「霜柱」など読まれねえ。

ここまで書いてきて妻に見せたら「父ちゃん司法書士辞めたら」と言われた。やはり、何事もあまり長くやるもんじゃないね。同業者の迷惑にならぬよう研修会場では隅の方で小さくなっていよう、おわり。

広報担当者の編集の苦労を思えば受章も義務を伴うと敢てペンを執りましたが、生来の一言居士かえって担当者に迷惑をかけそうで、最後に文責はービートたけしーいや当職と強調しておきます。



永年勤続表彰を受章して

霧島支部 郡山政弘

私は平成元年4月1日に約34年間勤務しておりました法務局を退職いたしました。法務大臣の認可を受けまして、平成元年4月24日に司法書士登録・司法書士会に入会いたしましてから、本年令和元年に勤続30年の鹿児島地方法務局長表彰を受章させていただきました。身にあまる光栄で感激いたしております。

法務局退職後のことでしたが、同時期に退職した同僚の亡中村幸雄さんと、事務所を開業したら旅行に行く機会もなくなるだろうからと、お互いの愛妻を連れて5日間程度の北海道旅行に行きましたが、立ち寄った居酒屋でホッケを注文したところ、当時はその魚のことを知らずに、た

いへん大きなものが出てきまして、とても食べきれなかった思い出が、ついこの前のように感じられてなりません。

加治木に事務所開業当時は、ほとんど仕事もなく開店休業状態が続きました。新聞・雑誌・たまに法律専門書を読みながら、テレビ・ラジオを視聴しながら一日が過ぎていく生活が続きました。当時は加治木の法務局周辺から役場周辺まで多くの先輩方の事務所がありましたので、なかなか登記の仕事にありつけませんでした。

そんな中、平成2年に加治木町の人権擁護委員を委嘱され、平成16年まで勤め上げることができました。人権相談・人権啓発活動など法務局および役場の担当職員の方々、他の委員の方々とともに、ボランティア活動を通じていろんな勉強をさせていただきました。

その間、加治木町固定資産評価審査委員・加治木町社会福祉協議会評議委員・加治木ロータリークラブ会員としても活動いたしました。

加治木に法務局があった頃は、登記申請・謄本申請・閲覧申請・評価申請等、運動を兼ねて徒歩にて往復していた時期も長かったのですが、それも出来なくなりました。現在は超高齢者となり、車で往復するにもどっと疲労が溜まり、交通事故の危険も高いので、10年程前から車の運転はなるべく避けて補助者に任せ、その後は登記情報提供サービス、最近はオンラインによる登記事項証明書等の交付請求も利用させていただいております。

年齢を経るにしたがい体調の変化も顕著に表れ、70歳を過ぎた頃、以前より高血圧症だったことに加え、時々不整脈が出始めたことが原因で、かかりつけ医師に大好きな晩酌を止められました。その後は飲食店街に足を運ぶこともほとんどなくなりました。

その後は、健康には人一倍留意するようになり、早寝早起き・食事は減塩薄味に心がけております。また病院に通院して薬をしっかりと飲むことが、健康法となっております。5～6年前までは、自宅敷地の畑で、妻と一緒に家庭菜園に精を出しておりましたが、その後不整脈が頻繁に出るようになり、結果的にペースメーカー植え込み手術を受け、身体障害者認定（心臓機能障害）を受けているところです。妻も複数の病気が原因で要介護者と認定され、デイケア施設に週4回通所・居宅介護の状態となっております。

現在、司法書士会規約に定められている公益的活動もまったく実践することができず、申し訳ない気持ちでいっぱいでございます。奉仕の精神は持っているつもりですが、高齢にはどうしても勝てないようです。

気力体力も減退してきており、そろそろ引退も考えているところですが、令和元年も体調管理を十分にして、表彰状の榮譽をはずかしめることのないよう、職責を果たしていきたいと思いません。

成年後見制度制定・リーガルサポート設立20周年記念シンポジウム 体験記

公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート鹿児島支部

シンポジウム実行委員長 蘭田 貴 充

平成31年3月16日に、表題のシンポジウムを県民交流センターにて開催しました。

この度執筆依頼をいただき、折角の機会なので次の記念事業に繋がられるように、記録を残しておきたいと思えます。

開催の1年ほど前にシンポジウムを開催することが役員会にて決まり、当時の支部長内田大介さんから、役員の中でも仕事が少なかった私が目を付けられ、実行委員長をすることとなりました。実行委員会は、鎌田哲也さん・直井圭介さん・安田健太郎さん・高木幸一郎さん・横山茂太さん・私の計6名で構成しました。実行委員の皆さんには、声掛けしたところ二つ返事で快諾をいただきましたことを、この場をお借りして改めて感謝申し上げます。



内容としては、改めて成年後見制度について知ってもらうこと、成年後見制度が抱えている課題、課題を抱えているが今後も益々必要であること、といったテーマで検討を進めました。当初から、桂ひな太郎師匠による成年後見落語は、他県で好評であったこともありプログラムの一つに確定しました。基調講演を入れるかどうかは賛否あったのですが、20年前にもリーガルサポートで講演をしていただいたと噂で聞いていた生島ヒロシさんが快諾してくれたこともあり、行うことになりました。最後に、司法書士も誰か出なければと内田雅之さんに声をかけたところ快諾をいただきました。そして内田さん一人に押し付けるのもなんだかなと思ひ、私も登壇し座談会として成年後見制度について、桂ひな太郎師匠、地域包括支援センターの西野浩朗さんと一緒に話をするという企画を加えることになりました。

プログラムが固まった時点で、支部長と手分けをして後援先へ挨拶まわりを行いました。鹿児島県司法書士会と鹿児島県司法書士会鹿児島支部からも後援をもらい、シンポジウムと並行して



行った無料相談会の相談員派遣に協力をしてもらいました。その後は広告代理店を通して、広報をどのように行うかを検討したり、講師と打ち合わせを行ったりしました。生島ヒロシさんとは事務所の担当者を通して講演内容の調整を行いました。桂ひな太郎師匠とは座談会でどういった話をするかをメールでやりとりをし、シンポジウムの前夜にも飲食をしながら打ち合わせを行いました。

その他細かい点をバタバタと準備をし、当日を迎えました。当日はリーガルサポート鹿児島支部の役員全員で対応しました。来場者がどのくらい来るのか読めなかったところもあり、多かろうが少なかろうが、来てくれた人に精一杯応えていきたいと思いますという意気込みで開場時間に向けて皆で準備を進めました。ただ、人が少ないと寂しいので、2階席はテープで封鎖を行いました。時間が近づき、まず驚いたのは、入り口に長い列ができ、整理しきれなくなったので時間前に開場をしたいと、入場整理担当から連絡がきたことです。入り口付近が混雑し、会場の他の利用者にご迷惑がかかるおそれがあったため、早めに来場者には会場に入ってもらうことになりました。次に驚いたのは、来場者用の資料が無くなったと受付担当から連絡がきたことです。来場者用の資料として500部用意をし、残った部数で来場者数を大まかに把握しようと算段していたのですが、500部が早々に無くなってしまいました。最終的に、生島ヒロシさんの基調講演では、県民ホール590席がいっぱいになり、立ち見の方も多数おられました。落語、座談会と徐々に人数は少なくなりましたが、最後まで半数以上の席は埋まっていたかと思います。



個人的な反省はさておき、アンケートも沢山回収することができ、沢山の良い評価をいただきました。私たち司法書士としては、成年後見制度が如何に注目されているか、また必要とされているかを逆に思い知らされた結果でした。私は先の総会でリーガルサポート役員任期は満了しましたが、今後もリーガルサポート会員として草の根のように活動は続けていく所存です。多重会務を減らしたいと思っただけで、決して後見業務に疲れた訳ではないことをこの場をお借りして申し添えます。最後に、今回のシンポジウムでは、沢山の人たちにご協力いただき、ありがとうございました。また、内田大介前支部長と事務局鎌田さんには特に沢山ご尽力いただきありがとうございました。世の中のニーズに可能な限り応えていくことで、私たちの司法書士業界にも明るい未来が待っていると信じております。



「委員会だより ～消費者問題対策委員会～」

Q1. 委員会メンバーを教えてください。

岩崎憲司，田中栄一郎，中村美江子，内木場崇，川畑俊達，南竹龍一，下野太志，
本庄宏，杉木悠太，鹿籠六有子（順不同，敬称略）

Q2. どんな活動をしているのですか？

司法書士総合相談センターの運営の他，南大隅地区司法書士法律相談センターにて行われる相続問題無料相談会の開催や，巡回相談として司法過疎地やニーズに合わせて相談会を開催しております。

その他，公民館で行われる，鹿児島市が実施する消費者安全安心教室の講師派遣も行っております。

Q3. 委員会活動で苦労したこと・大変なことは何ですか？

相談内容によっては，相続放棄の相談等裁判所に対する手続きなどもあり，幅広い知識が必要な内容も多くあるため，それに対応できるように知識を整理することです。

Q4. 委員会に入ってよかったことはありますか？

多重債務問題や詐欺事件などの情報の共有，空き家問題や相続登記問題など，相談者の生の声を聞くことにより，現状を把握することができます。

満足のいく解決に至った際の相談者の安心する表情を見られるのは，この委員会の特色ではないでしょうか。

Q5. 消費者問題対策委員会として新しい（特筆すべき）活動はありますか？

南大隅地区司法書士法律相談センターにて開催される，相続問題無料相談会（昨年度は平成31年2月16日に行われました）においては，一日の相談件数が30件を超える相談が続いております。委員総出で相談員として，相談センターに集結し，対応しております。今年度は，甕島での開催を予定しております。

Q6. 今後，やりたい活動などはありますか？

空き家問題に関する相談事業に力をいれて取り組んでいければと思っています。

また，所有者不明土地問題（長期相続登記未了土地）に関し，今後の動向にも注目しながら，委員会としても対応していきたいと思っております。



新入会員紹介



- ①氏名 増田 翔馬
- ②事務所所在 司法書士うみかぜ総合法務事務所
(大島郡徳之島町亀津7622番地)
- ③入会年月日 平成31年1月28日
- ④出身地 鹿児島市
- ⑤趣味 読書・カラオケ・バドミントン

⑥自己紹介 平成30年度の試験に合格し、平成31年1月に登録いたしました増田翔馬と申します。

現在は、徳之島（奄美大島の南にあります）にある「うみかぜ総合法務事務所」の司法書士として業務に携わらせていただいております。

私の経歴を書き連ねて自己紹介とするのもよいかもしれませんが、特段読み応えのあるものを書ける人生を送ってきたわけでもなく、また、折角多くはないであろう「離島住み」ですので、そちらを話題の中心にしたいと思います。

新人研修が終わるや否やすぐに徳之島へと移住した私ですが、徳之島に接点があったわけでも、離島への移住に憧れがあったわけでもありませんでした。何ならその時点で離島に旅行さえしたこともなく、そのため自分が離島生活を送ることなど想像すらしていませんでした。

ところが、有難いことにご縁もあり、今は徳之島で充実した日々を送っております。

26年間、生まれも育ちも鹿児島市内で、かつ「いつかは離島に」など毛の頭ほども思っていなかった私が徳之島に移り住んで、実際どうなのかと言われたら、半年近く経った段階での感想は、「特段の不便もなく、楽しく過ごせて、景色が綺麗な徳之島はいいところ！」です。

私は自転車通勤なのですが、出勤時に横目に見る海原はいつも雄大で、行き詰って閉塞したときの心をリセットしてくれます。また、河口の橋を渡る時には、潮の満ち引きのため一日として同じ景色がなく、そのような些細な自然の表情の変化が、純粋なルーティーンになりがちな通勤時間にひとつ違う空気を吹き込んで新鮮な気持ちになります。

このようなのほほんとした平和な通勤のひと時の一方で、業務の方では、多く

の分野に携わらせていただいております、非常に濃密な毎日です。日々、実務上の論点だけでなく、司法書士という専門家として大事なこと、またそれ以前にひとりの人間として大事なことを教わり、気づき、少しでも自分の成長に繋げようと奮闘中です。

⑦今後の抱負 今後の抱負といたしましては、まずは「当たり前のことを徹底的にきちんとする」ことです。これは、日々の業務から、『『当たり前』は究めようとする、深いものなのだ』と感じたためです。依頼者様へのお手紙、心配りなど、きちんとするのは当たり前ですが、実際これ以上文句の付けようもないほどできているかといえば、まだまだ足りない点が多いと痛感しております。

新人としては、毎日が己の未熟さと向き合う時間でもあり、そこに焦りも生まれるわけですが、一足飛びに諸先輩方のお仕事と同じレベルのものを真っ先に目がけても、良い結果にはならないだろうと考えています。「国民の権利を擁護し、もって自由かつ公正な社会の形成に寄与する」ためには、ひいては目の前の依頼者様のためには、このような足元の基礎が、誰よりも強固でなければならないと思いますので、これを目下の課題かつ常時留意すべき点検項目としていきたいです。そしてそれと同時に、専門的知見の吸収や、実際的な業務内容の研鑽に励み、常に向上心を忘れないようにしていく所存です。

諸先輩方のお教えは何より貴重なものです。ご指導ご鞭撻のほどよろしくお願いたします。



- ①氏名 堂 込 勇 気
- ②事務所所在 鹿児島市吉野町3221番地1（かぜのおか司法書士法人）
- ③入会年月日 平成31年2月13日
- ④出身地 鹿児島市
- ⑤趣味 音楽フェスに行く、野球観戦、サイクリング

⑥自己紹介 このたび平成31年2月13日に入会しました堂込勇氣（どうごもりゆうき）と申します。

もともと鹿児島生まれで宮崎、熊本に合わせて10年住んでいたのですが、父の仕事の転勤で埼玉に引っ越しになり、昨年まで埼玉で過ごしました。平成28年に司法書士試験に合格し、東京の事務所で補助者として2年程勤務した後、今年鹿

児島に来ました。

業務についてはもちろんのこと、鹿児島についてもまだまだ知らないことがたくさんありますので、皆様にはいろいろと教えていただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

- ⑦今後の抱負 　ただの登記屋としての司法書士ではなく、立派な法律のプロとして依頼者の方に120%満足してもらえそうな司法書士になれればと思います。



- ①氏名 丸目 晃 裕
②事務所所在 始良市宮島町27番地7宮島ビル2階
重野巨樹司法書士事務所
③入会年月日 令和1年5月27日
④出身地 鹿児島市
⑤趣味 釣り，温泉巡り

- ⑥自己紹介 　この度霧島支部にて司法書士登録を致しました丸目と申します。生まれも育ちも鹿児島ですが、司法書士資格を取得後県外の司法書士法人に就職し、この春Uターンという形で故郷に戻って参りました。現在は霧島支部長の重野先生のもとで勉強させて頂いています。

鹿児島での執務にあたって、都市部での専門特化された司法書士業務と比べ、幅広い知識と柔軟かつ適切な対応力を求められ、日々自分の未熟さを痛感しています。また、これは場所の問題ではなく個人の資質の問題だと思いますが、1つ何かをすれば3つ4つ訂正、補正が入り、冷や汗をかきながら業務を行っています。重野先生申し訳ありません！

趣味は釣りです。毎週末鹿児島各所を回っています。下手の横好きでなかなか釣果には恵まれません。鹿児島雄大な海を眺めているだけで、帰ってきてよかったなあと感じています。

- ⑦今後の抱負 　対応できる業務をひとつずつ増やし、人との縁を大切に、丁寧な仕事のできる司法書士を目指したいです。

鹿児島県司法書士会 会員の皆様

取扱保険種目のご案内

弊社は下記保険種目を取り扱っております。是非ご用命ください。

火災保険

自動車保険

個人年金保険

収入保障保険

司法書士賠償責任保険

個人情報漏洩保険(サイバー攻撃対応)

業務災害補償保険(使用者賠償責任補償)

損害保険・生命保険 代理店

有限会社 AFIコンサルタント

〒890-0036 鹿児島市田上台2-45-8

tel:099-264-6164 fax:099-264-6684



司法書士システム“権”

ちから

改元対応済

好評発売中!

不動産登記における物件チェック機能を装備

申請前物件チェックを劇的に効率化!

キーワードチェック機能

物件の登記情報に、設定したキーワードが含まれているかどうか一括で自動チェックします。依頼された申請物件が危険物件ではないか瞬時に確認することができます。



受託時の危険物件チェックを瞬時に行えます!



複数の登記情報を一括でキーワードチェックして一覧で結果確認できます!

チェックされた内容は簡単に確認できます!

POINT! キーワードチェックのルール設定は自由自在!

登記情報の甲区・乙区さまざまな項目ごとにチェック項目を設定することができます。事務所のノウハウを“権”に覚えさせることで統一したチェックオリティを保つことが可能です。

例えば 土地の地目に「田」「畑」をチェック項目に設定していると...

農地転用が必要になることが一目でわかります!



例えば 最新の受付年月日が3カ月以内の場合はチェックがかかるようにしている...

甲区の受付年月日が3カ月以内。転売を繰り返している可能性があるので要注意!



※登記情報提供サービスは有料サービスとなります。取得した登記情報に応じて(財)民事法務協会への料金支払いが発生します。



不動産取得税概算計算・
固都税按分計算機能



レターパック追跡機能



Googleカレンダーと
連携

※不動産取得税は、地方税法等に基づいた概算額となります。最終的な納付額は、県税事務所や税理士等の専門家にご確認ください。

IT導入補助金※で“権”をお得に導入しませんか?

今年はIT導入補助額が大幅アップ!

おかげさまでお申し込み者多数!

※サービス等生産性向上IT導入支援事業補助金(IT導入補助金) HP: <https://www.it-hojo.jp/>

2次公募
詳しくは
リーガル
まで



【開発元】



法律とコンピューター

株式会社リーガル。

本社 〒791-2112 愛媛県伊予郡砥部町重光 248-3 TEL 089-957-0494

福岡営業所 〒812-0013 福岡市博多区博多駅前 2-5-19 サンライズ第3ビル 6F TEL 092-432-9078

<http://www.legal.co.jp/>

【販売店】

有限会社 シー・エス・ジー

〒892-0871 鹿児島市吉野町 10779 番地 95

TEL : 099-246-3079 FAX : 099-244-6828

長年、司法書士業務支援システムに
たずさわってきたからこそ、できるさまざまな工夫が、

HITACHI
Inspire the Next

サムポローニアの 高い顧客満足度につながっています

「効率性」

「正確性」

「安全性」

サムポローニアの特長はこの3つに集約されています。

司法書士の仕事を考えた場合、これらを徹底してシステム化することがどれほど重要かわかりいただけると思います。

優れたシステムを活かすのは、優れたサポート。

システムだけでなくパソコンや複合機、セキュリティ機器の導入からその後の運用までトータルでサポートいたします！

サムポローニアを導入していただくことだけが、当社の役割ではありません。システムを十分使いこなし、司法書士業務を効率化していただくことが当社の使命と考えています。当社でご購入いただいた情報機器についても、導入からその後設定、不具合のご相談までしっかりとサポートいたします。



システムラインナップ

受任管理システム	事件管理システム	登記情報管理システム	
権利登記システム	相続財産管理システム	マンション登記システム	表示登記システム
商業・法人登記システム	請求会計システム	成年後見システム	
裁判業務システム	債権譲渡システム	動産譲渡システム	休眠抵当利息計算システム

2つの選択、クラウド型とパッケージ型。

情報セキュリティの面で安全性が高いことなどから、クラウドサービスが注目を集めています。サムポローニアは司法書士向け業務総合支援システムとしては、はじめてクラウド型システムをご提供しました。事務所のニーズに合わせて、クラウド型とパッケージ型からお選びいただけます。

The Pro-firm System Series
サムポローニア8 CLOUD

個人情報を取り扱う司法書士事務所にとって、情報セキュリティは極めて大きな問題です。サムポローニアのクラウド型システムは、重要データがすべて外部のデータセンタに保管されるため、災害によるデータ紛失やパソコン盗難による情報流失のリスクを抑えることができます。またデータを共有できるので複数拠点で同時利用や外先でのモバイル利用が可能となり、利便性が向上します。

The Pro-firm System Series
サムポローニア8

パソコンにサムポローニアをインストールする従来型のシステムです。登記情報管理システムや相続財産管理システム、成年後見システム、請求会計システムなど、サムポローニア8のすべてのシステムがラインナップされています。事務所の仕事内容の変化に合わせて、段階的に導入することができます（クラウド型も同様）。

商品に関するお問い合わせ・ご相談受付

サムポローニア本部 営業部 TEL.03-5780-6978
営業所：東日本営業所 / 名古屋営業所 / 西日本営業所 / 九州営業所

◎ 株式会社 日立ソリューションズ・クリエイト

販売店 株式会社 さかのうえシステム 〒899-5653 鹿児島県始良市池島町1-9番地3
電話番号 0995-70-0299

相続管理システム

デモ動画
配信中!

約10分でシステムを徹底解説!



左記QRコードを読み取ると動画が再生されます。

パソコンでのご視聴は、[相続管理システム](#) [検索](#)

2019年
9月末
まで

キャンペーン価格: ¥78,000 (税抜)
年間保守料金 : ¥7,000 (税抜)

>> e-taxによる相続税の電子申告も準備中

相続診断書を作成

相続案件が受託に繋がる! 面談のその場で
財産分割/小規模宅地減額/二次相続/暦年贈与がある場合の
相続税 4 つのシミュレーションに対応!



新旧地名変換エンジン

明治~現在の全国の地名を網羅、一発変換!
被相続人の戸籍を遡っていく過程や、戸除籍等に記載された
古い本籍地から現在の管轄役所を瞬時に特定!

- 住所の一部分だけでも検索可能
- 検索結果と、現在の管轄役所が瞬時に表示
- 戸籍請求センターがある場合はその旨も表示

家系図作成システム

思い通りの相関図が描けずにイライラしたこと、ありませんか?
相関図/法定相続情報一覧図/親族図/家系図 (人物画像)
法定相続人情報 (長期相続登記未了土地解消作業に係る)
がこれひとつでできる、新発想の家系図作成ツール。

- 人の移動に伴い、接続線も自動伸縮。追加や配置変更で線を引き直す必要ナシ!
- 印刷サイズはA4からA1、ユーザー定義に対応!
- 長期相続登記等未了土地解消作業で納品するTIFF形式の法定相続人情報の作成にも対応!
- 人数がいくら増えても制限ナシ! カンタン追加で、作り直し不要!

遺産承継管理

戸籍請求管理機能
戸籍謄本や印鑑証明書等の公的書類の取得の有無、かかった金額等を管理する画面です。未請求/請求中/取得済を色分け表示します。



法定相続分財産
配分案も自動計算
各相続人にかかる相続税額も考慮して、遺産分割協議の配分を計算します。



株式会社ビービーシー **BBC**
ビービーシー [検索](#)

TEL. 03-5909-5772
東京都新宿区西新宿 6-5-1 新宿アイランドタワー 6階

- 東京本社
- 大阪
- 名古屋
- 福岡
- 札幌
- 仙台
- 高松
- 広島

【好評図書のご案内】



不動産登記の実務相談事例集Ⅱ

後藤浩平 著

2019年5月刊 A5判 332頁 本体3,200円+税

- 民法等の実体法及び不動産登記法をはじめとする手続法に基づき、正確に解説。
- 申請手続から所有権、地上権等の用益権、抵当権等の担保権、仮登記、代位登記、判決による登記など、権利に関する登記に係る設問を網羅的に収録。



司法書士のための遺産承継業務

中立型調整役業務の理論と実務

佃一男 著

2019年6月刊 A5判 260頁 本体2,600円+税

一般社団法人
日本財産管理協会 推薦

- 典型的事例を題材に、具体的解説が施された一冊。永年の実務経験に基づく、詳細な資料も多数収録。
- 中立型調整役業務に基づく遺産承継業務について、事例をもとに解説。



地域金融機関の 信託・相続関連業務の手引き

畠山久志 監修 田中和明 編著

2019年5月刊 A5判 328頁 本体3,300円+税

- 「地域金融機関」が信託・相続業務を行っていくためのわかりやすい手引書。信託業務参入のための手法や、信託コンサルティング業務・信託商品代理店業務等様々な実務について、わかりやすく解説。金融機関と連携して高齢者をサポートしていく土業にとっても必携の一冊。



事例でわかる 基礎から始める 旧民法相続に関する法律と実務

民法・戸籍の変遷、家督相続・遺産相続、戸主、婿・養子、
継子・嫡母庶子、入夫、相続人の特定、所有者不明土地

末光祐一 著 2019年5月刊 A5判 384頁 本体3,800円+税

- 旧民法そのものに焦点を当て、親族、相続に関する129の具体的事例を示しつつ、旧民法の条文に基づいて、論点を整理しながら、平易にわかりやすく解説。

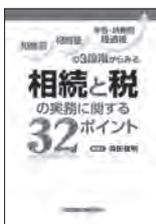


新・成年後見における死後の事務

円滑化法施行後の実務の対応と課題

松川正毅 編 2019年3月刊 A5判 316頁 本体3,200円+税

- 円滑化法の内容を反映した待望の書。円滑化法や逐条解説等によっても判断・対応に悩む「遺体の引取りと火葬・埋葬」「葬儀と葬儀費用」「預貯金の払戻し」等についての実務対応や考え方を解説。改正のポイント→事例→Q&Aと解説の流れで、それぞれの事例に対する問題点と対応策がわかる。



相続前、相続後、申告・納期限経過後の3段階からみる 相続と税の実務に関する32ポイント

岡田俊明 編著 2019年5月刊 A5判 152頁 本体1,800円+税

- 相続と税に関する実務において、相続前、相続後、申告・納期限経過後の3段階のそれぞれの場面で、見落としがちなポイントをコンパクトにまとめた一冊。税務に詳しい弁護士や大学教授、国税調査官OBなどによる多様な視点から解説。



日本加除出版

〒171-8516 東京都豊島区南長崎3丁目16番6号 www.kajo.co.jp

TEL(03)3953-5642 FAX(03)3953-2061 (営業部) ツイッターID: @nihonkajo

広がり続ける
司法書士業務に
システムと機能で
鹿児島から革新を！

“市民の身近な法律家”
司法書士に欠かせない
“身近”な司法書士業務支援システム

司法くん®

27年の
実績！

鹿児島生まれの
司法書士業務支援システム

司法くん®

2つの
POINT!

**開発から販売まで一貫！
圧倒的なコストパフォーマンス！**

代理店を通さず、メーカーが直接ユーザーに販売
するので、余分なコストがかからず、リーズナブル
な価格を実現しました。

**サポートも鹿児島拠点なので
いざという時にも安心です！**

専門の知識を持った専属のサポートスタッフが、
鹿児島本社に常時待機。急なトラブルの際にも
即対応することができるので安心です。

JR鹿児島中央駅前の
南国センタービル内のフロアで、
開発から販売、サポートまで
一環して行っています。

詳しくはHPをチェック！ システム別のデモ動画公開中！

HPはスマホ対応！お客様の声、多数掲載！

司法くん  www.shihokun.jp

 司法くんのFacebookページも情報が満載です！

■開発・販売・サポート



フリーダイヤル 【通話料 無料】 携帯電話・スマートフォンからの
お電話は099-297-5101まで

 0120-968-818 月～金曜日
(祝祭日除く)
9:00～17:30

メールからもお問合せいただけます。✉ p-siho@pyxos-jk.co.jp



本社	〒890-0053 鹿児島市中央町18番地1 南国センタービル	tel.099-297-5100 (代)
東日本支社	〒108-0074 東京都港区高輪3-24-18 高輪エンパイアビル	tel.03-6277-0560
西日本支社	〒530-0004 大阪市北区堂島浜1丁目4-19 マニエライフプレイズ堂島	tel.06-6131-8810

★登記事務で確認されるポイントがわかる!

不動産登記と法律実務

— 登記官のチェックポイント —

編集 不動産登記事務研究会
代表 前田 幸保 (前名古屋法務局民事行政部長・公証人)
和田 博恭 (愛知県司法書士会会長・司法書士)

◆法務局職員と司法書士が共同で検討した事例を豊富に収録しています。

加除式・B5判・全1巻・ケース付・総頁830頁
本体価格10,500円+税 送料実費

■加除式書籍は、今後発行の追録(代金別途)と併せてのご購入となります。



★権利の実現を円滑にするために!

不動産 権利者の調査・特定をめぐり実務

すいせん 日本司法書士会連合会 会長 今川 嘉典

編著 山田 猛司 (全国公共嘱託登記司法書士協会協議会会長)

◆不動産登記の権利部について、登記情報と現状との齟齬や、解決すべき課題が存在する場合の実務を1冊に集約しています。

A5判・総頁324頁
本体価格3,800円+税
送料実費

【電子版】
本体価格3,100円+税



キーワードからひもとく 権利登記のポイント

— 元登記官の視点 —

著 青木 登 (元東京法務局豊島出張所総務登記官)

◆不動産登記法から民法、税法等の関連法までの幅広い分野から、登記実務上のキーワードを厳選しています。

A5判・総頁424頁
本体価格4,800円+税
送料実費

【電子版】
本体価格3,900円+税



★農地の承継や利用に伴う疑問を解決!

農地登記申請MEMO

著 青山 修 (司法書士)

◆農地・採草放牧地について、農地法の許可の要否や許可の効力が生じた後の登記申請手続をQ&Aで解説しています。

A5判・総頁244頁
本体価格2,800円+税
送料実費

【電子版】
本体価格2,300円+税



 新日本法規出版

 0120-089-339 受付時間 8:30~17:00 (土・日・祝日を除く)
WEBサイト <https://www.sn-hoki.co.jp/>
E-mail eigyo@sn-hoki.co.jp

折込方式 登記識別情報 対応商品



特許取得済

登記識別情報通知書専用封筒

封筒内部にストッパー加工されており、識別情報通知が下に落ちません。従来の権利書用の表紙やファイル等に収納頂けます。

封筒サイズ：293×215 mm（ペロ部分を除く）



1袋 100枚入

6,100 円（税抜）

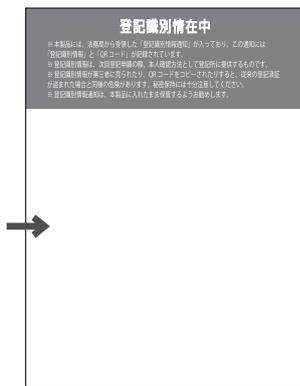


商品No.2002 ソフトグリーン

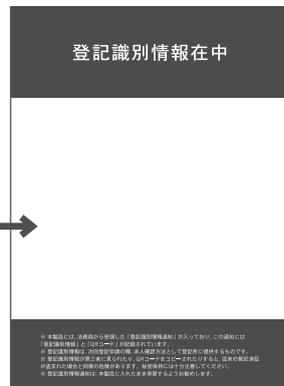
商品No.2005 ソフトブルー

商品No.2006 ソフトオレンジ

名入印刷は 1,000 枚より承っております。（無料）



157R



157S

識別情報通知専用ビニール

識別情報通知を収納する為の専用ビニール袋です。開封前の通知書はそのまま収納出来ます。開封後はプロテクトシートの併用をお勧めします。両面に注意書きの印刷が施されており、全て横入れです。他の用紙と合わせて使いやすいサイズになっております。

商品No.157R（上部注意書き入り）
1袋 100枚 **3,000 円**（税抜）

商品No.157S（上下注意書き入り）
1袋 100枚 **3,600 円**（税抜）

商品No.157W（上下注意書き入り / 綴じ代（15mm）付）
※こちらに対応する表紙は商品No.518WG 特大サイズのみです。
デザインは 157S と共通になります。
1袋 100枚 **3,600 円**（税抜）

プロテクトシート フィルムタイプ 1袋 10シート（80枚入）2,400 円（税抜）

シートの周りを透明化することにより、貼る位置を目視でき正確に貼ることが可能になりました。ミシン目部分以外（透明部分）は従来の二重構造とは異なりますので、剥がせません。法務局と同様にミシン目方式を採用し、「登記識別情報番号」と「QRコード」の部位にはシートの粘着部分が付着しない構造になっております。※従来のシール封印タイプの通知書には対応しておりません、ご注意下さい。
サイズ 150 mm × 33 mm（窓部 130 mm × 21 mm）

No.345 桐マーク入り



No.346 無地



名入れ印刷（黒文字 / 白文字）は、800 枚（税抜 48,000 円）より承っております！

HSC

ご不明な点等御座いましたらお気軽にお問い合わせ下さい！

法令書式センター大阪営業所 <http://www.hourei-sc.co.jp>

hourei shoshiki center 〒530-0037 大阪市北区松ヶ枝町 1 番 3 号 2F TEL 06-6358-2926 FAX 06-6358-6486



法務省民事局民事第二課長 (元民事局参事官) 村松秀樹・法務省民事局付 脇村真治 [著]

民法(債権法)改正の解説

A5判/並製/176頁/●定価: 本体 1,850円(税別) / ISBN978-4-86096-111-4

**立案担当者が改正債権法を
コンパクトに解説!**



藤原勇喜 [著]

民法債権法・相続法改正と不動産登記

A5判/並製/304頁/●定価: 本体 3,900円(税別) / ISBN978-4-86096-113-8

**不動産登記の実務に関わるポイントを
わかりやすく解説!**



登記研究編集室 [編]

商業登記書式精義(全訂第六版)

A5判/クロス上製/上・下巻セット/函入り/2,096頁

●定価: 本体 24,000円(税別) / ISBN978-4-86096-108-4

**『全訂第五版』発刊後に施行された
会社法や商業登記に関わる
政令・省令等の改正を盛り込んだ全面改訂版!**



FAX 図書申込書

FAX 03-3811-5545

お申込み冊数をご記入ください

好評 発売 中	民法(債権法)改正の解説	本体価 1,850円(税別)	冊
	民法債権法・相続法改正と不動産登記	本体価 3,900円(税別)	冊
	商業登記書式精義(全訂第六版)	本体価 24,000円(税別)	組
その他の書籍			冊

発送方法 ※予約受付中の書籍がある場合、既刊分と同時購入される方は✓をお願いいたします。
 予約分と既刊分を別々に発送希望* 予約分と既刊分をまとめて発送希望
 (*それぞれに送料がかかります)

お支払方法 ※代金のお支払方法をお選びください(振込手数料お客様負担)。
 振込用紙(ゆうちょ銀行) 銀行振込 代金引換(手数料260円)

◎2019年4月1日より送料は、一度の発送につき800円(税別)に改定させていただきます。ただし、一発送につき2万円以上(税別)お買い上げの方は送料無料でとなります。※北海道、沖縄及び一部離島は別料金となります。

お届け先 〒□□□□-□□□□ □□□□□□ □□□□□□

ご注文: 年 月 日

ご住所

フリガナ TEL

お名前 FAX

◎ご記入いただいた個人情報は、書籍の発送、代金のお支払い確認等のご連絡および当社の新刊案内をお送りするために利用し、それ以外の目的では利用いたしません。

発行 株式会社 **テイハン** 〒113-0033 東京都文京区本郷5-11-3
 tel. 03-3811-5312(代) fax. 03-3811-5545

表示価格は本体価(税別) 本の詳細はWebで
 → <http://www.teihan.co.jp/>



発行担当：広報委員会

委員長 益崎広樹／委員 福嶋哲平／委員 水俣修一／委員 竹之下真哉
委員 中間智美／委員 佐藤優希／委員 坂東島梨香／委員 堂免公大
委員 小池信一／委員 松元修二

※会員個人の寄稿は、個人の意見を尊重しそのまま掲載しております。寄稿の内容について、発行者が関与するものではありません。

発行年月日 令和元年 7 月 31 日

発行所 鹿児島市鴨池新町1番3号
司調センタービル3階
鹿児島県司法書士会
TEL(099)256-0335

印刷所 株式会社プリントフェスタ

鹿児島県司法書士会 総合相談センター

鹿児島県司法書士会総合相談センターでは、電話及び面談による定期無料相談会を実施しています。ぜひお気軽にご相談ください。

- 不動産登記に関する相談
- 相続・遺言に関する相談
- 借金に関する相談
- 成年後見に関する相談
- 会社登記や企業法務に関する相談
- 日常生活のトラブルに関する相談

鹿児島市における定期相談会

電話相談

実施日時 毎週月曜日と水曜日（午後 1 時から午後 4 時まで）※祝日は休み

実施方法 電話相談（無料、お一人 30 分、予約者優先）

予約先 099-256-0335（鹿児島県司法書士会）

面談相談

実施日時 毎月第 2・3 土曜日（午後 1 時から午後 4 時まで）

実施場所 鹿児島市鴨池新町 1 番 3 号 司調センター 3 階

実施方法 面談相談（無料、お一人 30 分、予約者優先）

予約先 099-256-0335（鹿児島県司法書士会）

志布志市における定期相談会

志布志市役所(旧有明町役場)での相談

実施日時 毎月第 1 火曜日（午後 1 時から午後 3 時まで）※祝日は休み

実施方法 面談相談（無料、事前予約制）

予約先 099-474-1111（志布志市役所総務課）

志布志市役所志布志支所(旧志布志町役場)での相談

実施日時 毎月第 3 火曜日（午後 1 時から午後 3 時まで）※祝日は休み

実施方法 面談相談（無料、事前予約制）

予約先 099-472-1111（志布志市役所地域振興課）

南大隅地区司法書士法律相談センター

実施日時 毎週月曜日（午後 1 時から午後 4 時まで）※祝日は休み

実施場所 南大隅地区司法書士法律相談センター（肝属郡錦江町城元 1043 番地 4）

実施方法 面談相談（無料、予約者優先）

予約先 0994-22-1315 または 099-256-0335（鹿児島県司法書士会）

【お問い合わせ・予約先】

鹿児島県司法書士会

鹿児島市鴨池新町 1 番 3 号 TEL：099-256-0335